

女性に対する暴力 —その原因と結果—

報告書

ラディカ・クマラスワミ

国連人権委員会特別報告者

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。
(財)女性のためのアジア平和国民基金
1999年1月発行

序論

1. 国連人権委員会第53会期は、決議1997/44において、女性に対する暴力、その原因と結果（E/CN.4/1997/47およびAdd.1-4）に関する報告を歓迎するとともに、家庭内暴力ならびにコミュニティでの暴力を分析した特別報告者に称賛を表した。同じ決議の中で、委員会は特別報告者への委託をさらに3年間更新し、人権委員会に毎年、その活動に関して報告書を提出するよう要請した。
2. 女性に対する家庭内暴力とコミュニティ内暴力に関する先の報告書に統いて、本報告書は国家が加える、ないし国家が黙認するさまざまな形態の女性への暴力を分析する。I/ 第Ⅰ章は武力紛争における女性への暴力を取り上げる。第Ⅱ章では、特別報告者は保護下での女性への暴力に目を向ける。第Ⅲ章は、難民女性および避難民女性に対する暴力を検証する。

各国訪問

3. 特別報告者は人権委員会に、武力紛争下の女性に対するレイプ、性暴力に関してルワンダに赴いた時（1997年10月22-31日）の報告書（E/CN.4/1998/54/Add.1）に注目していただきたいと願う。さらに、この機会を借りてルワンダ政府に対し、訪問に際して助力を惜しまず、特別報告者が国内で政府と非政府機関（NGO）ともども関係者すべてに会えるようにして下さったことに感謝したい。1997年12月に予定していたアフガニスタンとパキスタンへの訪問は残念ながら延期せざるを得なかったが、両国政府があらためて寛大さを示して下されば、1998年には訪問を実現する予定である。
4. さらに、特別報告者は1998年から99年にかけて、人権委員会の第55会期が始まる前に米国を訪問し、刑務所内の女性への暴力について報告する計画を立てている。また、女性への暴力と宗教法に関して報告するため、アジア、中東地域も訪問したいと願っている。
5. この3年間、家族、コミュニティでの女性への暴力、国家による女性への暴力に関する報告を一巡し終えたところで、特別報告者は次の報告書では家庭内暴力、人身売買と強制売春ならびに国家が加えたり黙認する女性への暴力の具体的側面をさらに詳しく追求したいと考えている。具体的な心事に応じて各国を訪れることが考えている。

6. 先の報告書で述べたように、各国訪問の報告に関し簡単な追加報告も含めたい。こうした報告には、特別報告者の勧告に関する実施状況、調査した問題に関連する当事国での新たな展開などの情報が含まれるであろう。加えて、人権高等弁務官事務所のその他の活動や計画がフォローアップを支援しうる派遣団や勧告があれば、その実施の必要性に関する情報も含まれるであろう。紙数に限りがあるところから、この情報は本報告書には含まれていない。

各国政府とのコミュニケーション

7. 女性に対する暴力の個々の申し立てに関するコミュニケーションとしては、特別報告者は共同の緊急アピールを送る、拷問や思想・表現の自由に関する特別報告者とのコミュニケーションならびにスーダンの人権状況に関する特別報告者とのコミュニケーションなどをはかってきた。さらに各国政府に個別に多数のコミュニケーションを送ったが、こうした事件が伝わるのが遅れるため、相手政府からの回答は次の報告書で反映するしかない。

I. 武力紛争時の女性への暴力

8. 武力紛争時の女性への暴力は、何世紀も前からいたる所で繰り返し行われてきた。戦争の時の女性への暴力は、打ち勝った軍隊に認められたやり方だとする不文律が遺産として残っている。

9. 軍隊という機構は本質的に男性のもので、女性不信であり女性の権利という考え方を敵視するものと断定されてきた。2/ 軍隊内に充満する男性崇拜は元々女性に敵対し、従って女性に冷淡な環境をつくり出す。米軍で起きている非常に多数のセクシャルハラスメントが、軍隊内の女性嫌いの例として引き合いに出される。女性はこの装置を解体する役割を演じるべきか、あるいは多数の女性が軍隊に入って、平等実現のために闘うべきかについては意見が分かれる。これはいまだに決着のついていない議論である。

10. 過去数世紀の間に草案された法律は、武力紛争下の女性を保護するためのある程度の尺度になっている。人道法や戦争法として成文化されたこれらの法律は、世界中の軍人の訓練に重要な役割を演じている。道徳的規範を逸脱した兵士の個々の犯罪責任を問う規準を定め、一定の国際的違法行為に対する普遍的裁判権を与えていいるのである。普遍的裁判権によ

ってすべての国は一定の犯罪を犯したとされる者を逮捕、訴追、処罰する裁判権を持つ。ジュネーブ条約による戦争法の成文化は、第三次世界大戦の直接的結果にほかならない。

11. 最近まで、武力紛争下の女性への暴力は「保護」と「名誉」という観点で表現されてきた。1949年ジュネーブ条約の「戦時における民間人の保護」を規定した第27条は、女性への暴力を暴力犯罪ではなく名誉毀損として扱っている。名誉という観点は貞節、純潔、処女性といった概念と結びついており、女らしさというステロタイプの概念が人道法に正式に記されてきたわけである。したがって、国内法でも国際法でも性的暴行は被害者の道徳性と結びつけられる。レイプが名誉や道徳性に対する犯罪と受け取られた場合、たいてい被害者が恥をさらすことになり、コミュニティから「汚れた」とか「台無しにされた」とみなされることが多い。その結果、自分が受けた暴力を報告もせず話し合いもしない女性が多いことになる。レイプという性質とそれを取りまく沈黙は、この人権侵害の調査をとりわけ困難にしている。

12. おそらく被害者の名誉にもまして、女性に性暴力を加えることこそ名誉だとする敵側の感覚が強いだろう。性暴力はしばしば敵に屈辱を与える手段とみなされ行使される。性暴力は自分たちの女を守れなかった相手方の男たちに対する勝利の示威行為なのである。敵の集団は去勢された軟弱な者どもだとするメッセージである。女性の身体をめぐる男たちの争いに他ならない。

13. レイプは双方の側が象徴的行為として利用する。第二次大戦中のポスターでは、女性に対するレイプを利用してフランスに対する「レイプ」というイメージが喚起されたが、このようにレイプは他方の士気をくじくために使われる。そこで「自分たちの」女がレイプされることは、敵に対する感情をさらに強め、悪魔扱いするようになる。敵を悪魔だと言ったり非人間化するプロセスで、さらにレイプが増えることになる。戦時のレイプはまた住民を恐怖に陥れ、自分の家や村から逃げ出すように仕向けるためにも利用される。兵士に与えられる「特典」の一つ、戦場での勇気を誇示させるためのもの、言い換えれば戦争の当然の結果とみなされることが多い。レイプは戦争につきものだとされる中で、強制売春や軍性奴隸といった形でレイプは軍によって制度化してきた。こうしたやり方は罪のない民間人に対するレイプを避ける仕組みとして正当化してきたのである。

14. 性暴力は被害者の女性に身体的、情緒的、心理的に深刻な影響をもたらす。生き延びた被害者の必要に適切に応えられる人員を訓練している国はほとんどない。加えて、状況によ

ってはレイプの被害者をさらに辱めるために、強制妊娠もまた戦争の兵器として使われてきた。加害者の子どもを無理矢理妊娠させるのである。レイプによって望まない子どもを出産した被害者もいる。同様に、一部の生存者（サバイバー）は収入がほとんどない世帯の唯一の世帯主にならざるをえない。こうした問題はいずれもこれまで目に見えなくされていたが、近年になって武力紛争下の性暴力に取り組む新たな規範が作られたことで、重視されるようになった。

15. 1949年のジュネーブ条約は、国際的武力紛争および世界戦争に対応して発布されたもので、主として国際的な武力紛争の際に適用できる規準をつくることが目的であった。現代の戦争形態は本質的に従来の国際紛争とは異なる。むしろ、国民国家の中で戦われ、国家とゲリラ運動との戦争が一般的である。ジュネーブ条約共通第3条および付随書Ⅱは、国内の武力紛争にたいする人道法の規準として適用される。

16. 準軍事部隊やゲリラ組織といった国家以外の行為者が国家内の問題でますます大きな存在になりつつある。国家に属さない者たちの役割は、国家とその主体や代行者を制御するという概念に立つ国際法では裁ききれない。米州人権裁判所のベラスケス判決では、国家に属さない準軍事部員に対する国家の責任の規準を決めている。^{3/} 他者の権利を侵害する犯人に対し、それが国家を代行する者であれ国家以外の行為者であれ、国家はその者たちを阻止し訴追し処罰する相当な注意の規準の下にある。同じ規準は他の国家以外の行為者にも拡大して解釈され、これによって民間の人権侵害の阻止、訴追、処罰についての国家の責任という仕組みが与えられた。

17. 国際法の下で明確にされていないのは、人権侵害をおかした国家以外の行為者の責任をどういう形で問うかという手段である。しかしながら、本特別報告者は、戦争を行っている国家以外の行為者もまた共通第3条に縛られるという国際的人権専門家の意見に同意する。したがって、国家権力と争っている国家以外の行為者も国際人道法を尊重しなければならない。個々の犯罪責任および普遍的国際裁判もまた国家を相手に戦争している個人にも適用される。武力紛争下では女性はしばしば国家以外の行為者による暴力の被害を受けるところから、公式の国家権力の支配下にない地域に住む被害者の人権が守られるための明確な規準を導き出すことが、国際社会に求められている。

18. 戦闘員として加わる女性は増える一方で、歴史始まっていらいはじめて、女性が戦争犯罪に問われるようになった。たとえば、ルワンダの大量虐殺に女性たちは積極的に参加し、

一部の女性は他の女性たちに性暴力を加えた。ペルーやスリランカでは、女性戦闘員が戦争の前線に立つことがますます増えている。ジュネーブ条約の規準は男性兵士および戦闘員という観点で出来ている。女性の捕虜や女性の戦犯の問題を考慮に入れてこうした規準を作り直す必要がある。

A. 武力紛争時の女性に対する暴力の実例

19. 以下は独立した実情調査員たちの報告に基づく武力紛争時の女性への暴力の実例である。いずれの話も複数の情報源によって確証を得ている。このリストは決して包括的でも典型的なものでもないが、武力紛争下での女性への暴力の性質と程度とを示すのに役立つ。特別報告者に直接証言という形で語られた実例もあれば、アムネスティ・インターナショナルやヒューマンライツ・ウォッチといった国際的な人権非政府組織(NGO)の報告に基づく実例もある。

アフガニスタン

20. タリバンは公の領域における女性の存在を一切禁じる布告を出した。これはカブールの医療システムに壊滅的影响を与えた。女性の看護婦は医療体制の柱であるため、看護婦が働きなくなると医療活動は著しく支障をきたした。患者を助けにいった看護婦たちは繰り返しタリバンの警備員に暴行された。1997年10月30日、保安地域を担当するタリバンの役人が病院にやってきた。伝えられるところでは17歳の若者だと言う。ブルカをつけず、スカーフと長い上着だけという2人の看護婦を見るやいなや、彼は激怒して2人を近くの木のところへ引っ張っていき、枝で叩き始めた。1人が逃げ出そうとすると、地面に押し倒し両脚でおさえつけ、棒で打ちのめした。^{4/}

21. アフガニスタンのタリバンは女性の人権を否定する新しい法律を作り、女性の基本的人権を否認する規則を次から次へと定めているが、交戦中のアフガニスタンの諸党派はすべて、女性の人権侵害に責任がある。国際社会は今のところまだ、アフガニスタンの女性の権利を守るために一致した行動をとれていらない。国際社会のメンバーが交戦中の党派を支援していると言われるが、もしその通りなら、外国から支援を受けているこれらの党派が女性の人権を守るようにするのは、国際社会の義務である。

アルジェリア

22. 1994年3月、武装イスラム組織と名乗る党派が、ベールをかぶらず公衆の前に現れた女性はすべて軍の標的になりうるという声明を発表した。この脅しをはっきりさせるため、オートバイに乗った殺し屋が、帰宅するためバス停に立っていたベールなしの2人の女子学生を射殺した。5/

23. アルジェリア内戦はおそらく今日世界でもっとも暴力的な紛争だろう。狙われるのは男女を問わず、またいざれの側も人権侵害では有罪だが、武装したイスラム反政府勢力は、彼らの厳しい命令に従わない女性たち、ベールをかぶらない女性、専門職の女性、一人住まいの独身女性などをとくに残酷に扱っている。また自分たちの支配地域の女性に対しては、強制結婚その他の形の誘拐も行っている。彼らは国家以外の行為者ではあるが、にもかかわらず人道法の適用を受ける。

ボスニア・ヘルツェゴビナ：事例B

24. 「私が着いた直後から始まりました。昼間は大きなスポーツ会場にいました。そこらじゅう警備員だらけでした。私たちが話をしているのを見つけると、1人を連れだし、叩いたり蹴ったりしたあげく何人もの男がレイプすることもしそうでした。私たちを罰しては喜ぶのです。市内の男の身内がいるかどうか聞きます。1人の女性に問いただし、14歳になる彼女の息子を連れてきて、無理矢理彼女をレイプさせるのも見ました。名前で呼び出されることもあれば、単に選び出されることもあります。レイプできない男（肉体的に不能）は、ビンや棒を使ったり、私の顔に排尿したりしました。現地のセルビア人の中には、顔を見られたくないで頭からストッキングをかぶっている男たちもいました。（それでも）私には知った顔がたくさんありました。みんな同僚たち、一緒に働いた医者たちです。最初に私をレイプしたのはジョディックという名のセルビア人の医者でした。10年来の知り合いです」6/

25. こうした虐待が広範に行われ、起訴された事例も多くあるにもかかわらず、旧ユーゴスラビアに関する国際裁判で性暴行の罪に問われた者は今のところ1人もいない。この裁判が遅々として進まないため、国際社会の中でいらだちが募っている。

インドネシア：東チモールの首都ディリの元司教ドム・マーティンホの証言

26. 「人々は私に秘密の話をしに、無理矢理やらされたことや見たことを話して良心の呵責を晴らすために、入れ替わり立ち替わりやってきた。女性もまだうら若い少女までもやってきた。ある若い女性はチモール人の男性と兵士たちに水の入ったタンクに入れられ、兵士たちの目の前で水の中でセックスを強要された。・・・彼らには道徳観念も人間性のかけらもないように見えた。彼らの好きなやり方の1つが、人妻を夫の目前でレイプすることだった。そこに子どもたちがいることもあった」7/

27. インドネシアの治安部隊による東チモールでの性暴力に関しては、数多くの報告が本特別報告者の元に届いている。訴えられている暴力の中には、性暴力、レイプ、強制結婚、強制売春、活動家の容疑をかけられた人の身内の女性に対する脅しなどがある。インドネシアの国家当局は国際的義務に沿った対応を示していない。これまで訴追に至った事例は1件もない。

グアテマラ

28. 1996年、労働組合の指導者ウィルマ・C・ゴンサルベスは死の脅迫状を送られ、誘拐された。彼女は重武装した男たちにレイプされたり肉体的な傷を加えられた。1996年2月、彼女のところに「48時間以内に国から出て行け」という手紙が届いた。その日、彼女は誘拐された。8/

29. 1996年12月、グアテマラ政府と民族革命連合との間で和平協定が結ばれたものの、女性に対する個別の暴力事件はその後も続いている。

ハイチ

30. 「私の夫の連れ子のSと私のいとこが寝ている部屋に男たちが入ってきました。いとこは17歳で、彼女をレイプしようとしたが生理中だとわかって止めました。・・・武装した民間人の1人がいとこの両脚の間に銃を突っ込み、性的いやがらせをしました。両手を彼女の寝間着の下にいれ、胸をさわったり、腹部や秘部をなでまわしたのです。その後、家中を荒し回り、自分たちの食料を盗んで行った。2人は制服姿で、もう1人は地元の警官でしたが私服でした」9/

31. 1994年国民選挙で選ばれた政権に戻ったものの、刑罰を免れているハイチの軍に対しそとんど何らの手も打たれていない。

インド：デブキ・ラニ（パンジャブ）の場合

32. 「私は大股開きにさせられ、両手は警察の柱に縛り付けられていた。警部補が私の上にかぶさった。私は警部補助手、巡査部長その他2人の男に拷問され、性的いやがらせをされた。頭を何度も水につけられた。私の息子のラジシ・クマールは私の着物を脱がせろと命じられた。私は不法にも3日間拘留された」10/

33. 国際的人権団体が高等法院に提訴した結果、裁判が開始され現在も進行中である。

34. カシミールのクナン・ポシュボー村では大勢の女性がラジプタナ・ライフルズの兵士たちにレイプされたと主張している。この事件は適切に捜査されていないと人権活動家らは言う。政府は民間の報道審議会に独自の調査を行うよう呼びかけ、この審議会は告発を「何の根拠もない」とした。国際的NGOは真相究明団を派遣し、捜査は正しく行われなかっただし、当局はレイプの告発を調査するよりも政府軍を守ることに関心があると主張している。11/

35. インドには治安部隊によるレイプ事件の訴追のための確固とした法的枠組みがあり、監視下でのレイプに関する条項も被害者に有利な証拠手続きが決められてはいるが、これまで国家当局が調査に乗り出したり訴追した事例は1件もない。女性の人権に対するこうした侵害の防止、訴追、処罰に関して政治的意志が欠けていることが分かる。

36. ジャム・カシミールにおける武装反政府組織による対抗的暴力も、人権規準の違犯であり、同様に非難されるべきである。とくに、未婚の女性が誘拐されレイプされたあげく、武装勢力の隊員と無理矢理結婚させられる「強制結婚」の申し立てに、本特別報告者は注意を喚起したい。こうした侵害はレイプと拷問と並んで戦時の性奴隸に他ならないのである。

日本：第二次大戦中の元「慰安婦」チョンの事例

37. 「6月のある日、13歳だった私は野良で働く両親の昼食を作るために村の井戸へ水をぐみに行きました。そこへ突然日本兵が現れて私を連れ去ったのです。・・・ トラックで警察署へ連れていかれ、そこで数人の警官にレイプされました。私が大声をあげると、靴下を口

につっこみ、レイプを続けたのです。私が泣き叫ぶので、警察署長が左目をなぐりつけました。私の左の目は見えなくなりました。10日ぐらいして、日本軍の駐屯地に連れていかれました。・・・そこには400人くらい朝鮮人の少女たちがいて、私たちは毎日5000人の日本兵のために性奴隸として働かされました。抗議をする度にぶたれたりぼろ切れを口に押し込まれたりしました。私が言われたとおりにするまで、性器にマッチの火を押しつけた兵隊もいます。性器から出る血は止まりませんでした」12/

38. 日本国政府は「慰安婦」に対する過去の暴力という問題に対処すべく、ある程度努力しているのは歓迎すべきである。日本政府と首相たちは相次いで元「慰安婦」に対し悔悟の念を表し謝罪を表明している。アジア女性基金という民間基金も設立され、犠牲者一人あたり200万円の見舞金を支払うことになった。本報告書を書いている時点で、100人を越す被害者が基金受け取りを申し出ており、約50人が実際に基金を受け取った。同基金はまた、元「慰安婦」がいる国々の年老いた女性たちを助けたいとしているが、文化的な拘束力が働き女性たちは名乗れないままである。政府はアジア女性基金の医療・福祉プロジェクトのために7億円の国家予算をあてている。また意識向上やこのようなことが将来起こらないためにこうした悲劇を教科書にも取り上げる活動も展開している。しかしながら、日本政府は法的責任は認めていない。日本の裁判所に提訴されている6件の判決を待っているものと見られる。

リベリア

39. リベリア内戦が勃発してからほぼ5年たった1994年、モンロビアとその周辺で15歳以上の女性205人に対する調査が行われた。13/ 調査が行われた時点で、この首都には50万人以上が居住していた。調査を行ったのはリベリアの医療ワーカーで、モシロビアの高校、市場、避難民キャンプ、都市コミュニティの4カ所が選ばれた。これらの場所で無作為に面接調査が行われたのである。

40. 調査の結果判明したことは、モンロビアに住む女性や少女たちが1989年の内戦勃発いら、兵士や戦士たちから日常的に暴力、レイプ、性的強要を受けていたことであった。性的強要とは、戦時という状況下で自分自身や家族が食べるため、家や着るものを持ち去られたり、あるいは保護と安全を求めて、やむなく戦闘員と関係を持つことと定義される。

41. 調査した205人の女性・少女のうちほぼ半数（49%）が少なくとも1回は何らかの身

体的ないし性的暴力を経験していた。兵士や戦士に殴られたり、縛られたり監禁された（部屋に閉じこめられて武装監視の下におかれる）女性・少女は6人に1人（17%）に上る。約3分の1（32%）の女性が1回以上、裸にして調べられた。一度ならずレイプ、レイプ未遂、性的強要を経験した女性は7人に1人（15%）である。これに加えて、かなりの割合の女性（42%）が誰かを殺したりレイプする兵士を目撃していた。

42. リベリア内戦では、ほぼ半数の女性が内戦が勃発して最初の5年間に少なくとも1回、兵士や戦士から身体的、性的暴力を受けた。特定の民族集団や戦う党派に属していると非難を浴びると、身体的暴力やレイプにさらされる危険が非常に大きかった。戦争勃発時に20歳以上だった女性はほとんど、縛られたり裸にされて調べられる危険にさらされた。兵士や戦士のためにまかないを強要された若い女性はとくに性暴力に狙われた。

43. リベリア内戦が始まった当初、政府軍と戦闘党派は主に民族毎に分かれていた。民間人が兵士や戦士に対決すると、民族の言葉を使って自分の民族集団を明らかにしろと強要されるのが普通だった。調査では、兵士や戦士と対決して、敵の民族集団や戦闘党派に属していると非難された女性たちが、暴力を受けやすいことがわかった。この調査のサンプルには、初期の戦争にかかわったかなりな数の主要な民族集団のメンバーは含まれていない。こうした集団に属する女性がほかの民族集団の女性よりもリスクが大きかったかどうかはデータからは分からぬが、女性への暴力がサンプルに含まれる15の民族集団すべてにおよんでいたことは明かである。

44. 戦士が村を支配下に収めると、戦士の1人が村の女性に料理を強制することがある。女性が検問所を通過すると、戦士が女性の1人を連れていて、料理しろと命じることもある。兵士のために料理をさせられるということは、さまざまなやり方で兵士の言うなりにさせられることだと、女性たちは報告している。料理を強要された女性の半数以上が性暴力を経験しているのである。

メキシコ

45. パウラ・ガレアナ・バランザール、アルバ・E・ウルタド、ロシオ・メシノ・メシノの3人は、自分たちの活動のせいで死の脅迫状を送りつけられた。1995年6月、国家治安部隊は村の仲間の釈放を求めてデモを行ったアクアス・プランカスの農民17人を殺した。村でオルグ活動をしていた3人はその目撃者となった。いらい、彼女たちに対する嫌がらせが止む

ことがない。

46. メキシコ南部のチアパスとゲレロは近年、内戦状態にある。人権団体はここでの女性への暴力をふくむ人権侵害を伝えている。

中国：チベット

47. ある20歳の尼僧は1992年、デモに参加して5年の刑を受け服役中、獄中で他の尼僧たちと民族主義の歌をうたい、看守に暴行された。ついで刑務所の医療スタッフが薬を飲ませると、彼女は意識を失った。その後、彼女は結核と診断されてまもなく死亡した。拘禁中の死亡であるにもかかわらず、中国当局はいっさい調査しなかった。

ペルー：アイリスの事例

48. 「無理矢理服を脱がされて、頭を下に押しつけられました。そこへ将校が次々やってきて私の脛に手を突っ込み、ついで片方のイヤリングをとって、性器に穴をあけたり、機関銃の銃身を肛門に入れたり、こんな風に引っ張りあげて、目隠ししたまま裸にしました」16/

49. ペルーの紛争では両方の側がレイプを戦争の道具として使っている。女性たちは政府の治安軍とゲリラ組織「センデル・ルミノソ（輝く道）」の双方に脅され、レイプされ、殺されてきた。この国には性暴力の女性被害者に対する救済手段がほとんどないため、いくつかの事件は米州裁判所に提訴された。米州裁判所が最近下した判決では、マリア・エレナ・ロアイザがペルーの治安部隊によって根拠無しに拘留され、拷問を受け、レイプされたとして、彼女の釈放を命じた。1997年10月2日、ペルー政府は1993年いらい拘禁されていたこの大学教師を釈放した。

ルワンダ：エマの事例 17/

50. ツチ族のエマは、1964年に父親がスパイ容疑で殺された後、フツ族の男性と結婚した。結婚はうまくいかず、彼女は5人の子どもを連れて母親のもとへ帰った。大虐殺がおこると、夫がやってきて子どもたちを連れ去り、彼女は森へ逃げた。他の家族は後に残った。武装部隊は母親に息子とのセックスを強要した。彼女が拒否すると、歯をすべて折った上で殺した。姉妹たちもレイプされ、自分で墓を掘れと命じられた。みなマチェーテ（大鉈）で殺さ

れたのである。エマともう1人の姉妹は国に保護してもらう望みを託してタバアのコミューンに行った。だが、彼女の見込み違いだった。当局はまず、教育のあるツチ族だけを残して残りは殺してしまった。エマも他の人たちと一緒に墓掘りをやらされた。そしてまたレイプが始まった。エマはコミューンの敷地内で約15人の男にレイプされた。彼女は動くことも両脚を閉じることもできなかった。彼女は妹と森へ逃げた。だが再び武装部隊に見つかり、妹ともどもレイプされた。妹はその後殺された。妹を殺した犯人たちは今もタバアで自由に暮らしている。

51. エマはザイールめざして逃げたが、軍境界線でまたもレイプされた。その兵士は「ツチ族を味わいたかった」のだと言った。彼女は性器を暴行された。その頃には、内部の傷からうみが出始め、体調は悪くなる一方だった。彼女はふたたび森へ戻り、草やベリーを食べながらさまよった。最後に、ルワンダ愛国戦線が彼女のいる地区へやってきて、彼女を病院へ連れて行った。家族の中で大虐殺を生き延びたのはエマと叔母だけである。

52. レイプが非常に広範に行われたにもかかわらず、ルワンダの大虐殺を裁く国際犯罪特別法廷は当初、レイプを起訴すべき罪に加えなかった。女性の非政府組織が一致して国際的な努力を傾けた結果、1997年8月になってようやく検察側は性暴力の加害者を告発するようになった。とはいえ、これまでレイプで有罪を宣告されたのはわずか2名である。最近になって、国レベルで、政府が大虐殺の際の性暴力で個人の罪を問うようになった。ルワンダの大虐殺法によると、性暴力は死刑に値する第一種の犯罪とされている。

・スリランカ

53. 1996年9月7日、クリシャンティ・クマラスワミは試験が終った後、ジャフナのカイタディにある家に帰ろうとしていた。目撃者によると、カンディ・ジャフナ道路上のチムニ検問所にいるのを見たきり、彼女の姿は消えてしまった。彼女が家に戻らないため、母親と兄と隣人が探しに出かけた。彼らもまたそれきり行方が分からなくなってしまった。緊急の訴えが出されて1ヶ月後、大統領が介入した。最終的に4人の遺体が発掘され、クリシャンティ、母親、兄、隣人であることが確認された。クリシャンティは殺される前、輪姦されたと伝えられる。

54. 治安部隊11名が逮捕されたが、そのうち2名は国家側の証人が現れて釈放された。国内外の圧力に応えて、この事件は優先課題となり、現在全判事出席の裁判が行われている。ス

リランカの歴史上、全判事出席の裁判はこれが4回目である。高等法院の判事が率いるこの裁判は、治安判事裁判所（軽微な刑事事件を扱う）での最初の手続きを通らない。本報告書を書いている時点で、証拠の提出が行われている。政府はこの事件では迅速に動いたが、他のレイプ事件はこのような注目を浴びていない。コネスワリ・ムルゲスピライの事例はその一例である。セントラル・キャンプ村からきた4人の子どもの母親であるムルゲスピライは、1997年5月、スリランカ警察によって輪姦されたあげく殺された。腹部で手榴弾が爆発したのである。本報告書を書いている時点では、政府はなんらの反応も示していない。18/

55. 反政府勢力のタミル・イーラム解放の虎による虐待も同じく報告されている。とくに、スリランカ東部のシンハラとの境界にある村むらでは女性の民間人が殺されたり手足を切断されている。北東部や首都コロンボなど人口の多い地域では女性が爆弾の被害を受けている。

アメリカ：ウン・ケウム・Eの事例

56. 韓国に駐在する米軍兵士のケネス・マークルは、ウン・ケウム・Eをコカコーラのびんで殴った上、そのびんを彼女の脛に押し込み、肛門には傘を突っ込んだ。殺人の証拠を消すために、遺体に粉石鹼をふりかけた。最後に、彼女の口をマッチでいっぱいにした。

57. 韓国の最高裁判所はマークル兵士に15年の禁固刑を宣告した。国連の平和維持部隊もふくめて、外国の軍事要員による虐待が重要な問題となっている。どちらの裁判所で裁判を行うべきか、人道法を適用すべきか否かが問われている。国際社会はこの問題に一貫した姿勢で取り組むべきであり、とくに今後も国際的な平和維持軍が必要とされるようであればなおさらである。

B. 法的枠組み

58. ギリシャ・ローマの時代から、戦場で不法行為を働いた兵士を罰する戦争法規があった。従来、レイプがそうした行為に含まれていなかったのは、女性が夫の所有物とみなされ、レイプは名誉を守るための犯罪と考えられたからであり、これは多くの文化で今も変わらない。だが、中世末期にはすでに、非戦闘員の免責と戦時下のレイプを違法とする考え方が出てきた。

59. 今日では、武力紛争下で性暴力から女性を守るための法的枠組みは国際的人道法に基づいており、その中には条約法、慣習的国際法および戦争犯罪を裁く国際法廷が含まれる。近代において戦争を規制した最初の条約は1907年のハーグ条約である。1907年のハーグ条約No.IVの付随文書である地上戦の法と慣習法に関する規制には、交戦中の当事者は「家族の名誉と権利を・・・尊重しなければならない」と述べている。司法解釈によると、ハーグ条約は1907年に慣習的国際法の一部になったのであって、それ以降、交戦中の当事者はこの条約の精神に縛られることになった。^{20/}

60. だが、現在では1949年のジュネーブ条約が国際人道法の主たる枠組みとなっている。戦時における民間人保護に関するジュネーブ条約第27条（第4ジュネーブ条約）は、「女性はとくに名誉を汚す攻撃から守られねばならない。とりわけレイプ、強制売春ないしあらゆる下品な暴行から守られるべきである」としている。

61. ジュネーブ条約は主として国際紛争に関する条約であるが、全条約に共通する第3条は国内紛争における個々人の権利の保護をうたっている。共通第3条によれば、

「上述の人間に關して、以下のようないかなる場合、いかなる場所においても禁止されており、今後も禁止される。

- "(a) 生命と人に対する暴力、とくにあらゆる種類の殺人、手足の切断、残酷な処遇および拷問；
- "(b) 人質をとること；
- "(c) 人間の尊厳を犯す不法行為、とりわけ屈辱を与えたり侮辱を与える扱い。」

62. 国際司法裁判所はニカラグア対米国の紛争解決に当たって、^{21/} 共通第3条は条約条項であるとともに慣習国際法として受け入れられているとし、したがって国家であると国家以外の行為者であるとを問わず、またジュネーブ条約当事国であると否とにかかわらず、紛争に加わる全当事者を拘束するものだと主張している。

63. 第147条には第4ジュネーブ条約の重大な違犯が列挙されている。一件でも重大な違犯を行った者は、個人的戦争責任を問われるとともに普遍的な裁判を受けるが、これによって当事国であれば誰でも犯罪の訴追が可能である。第147条は重大な違犯として以下をあげている。

「意図的な殺害、拷問、残酷な処遇を言うが、そこには生物実験、身体や健康に意図的

に重大な苦しみや重傷を引き起こすこと、被保護者を不法に移送したり不法に監禁すること、被保護者に敵国軍隊への奉仕を強要すること、現条約が定める公平かつ通常の裁判を受ける権利を被保護者から奪うこと、軍の必要性によって正当化されず、また不法かつ無慈悲におこなわれる人質や財産の徹底的破壊や着服がふくまれる」

64. 共通第3条にも第147条に列挙された重大な侵害にも、性暴力そのものは含まれていないが、最近行われた旧ユーゴスラビア国際犯罪法廷（ICTY）は性暴力を拷問、非人道的処罰、重大な損傷ないし甚大な損害と定義している。これに加えて、赤十字国際委員会は、1992年12月の覚書3で、重大な侵害に関する147条にはレイプも含まれると宣言した。この幅広い解釈によって、性暴力を行った個人を、同じく共通第3条の下での国際人道法の重大な侵害として訴追できるようになったのである。

65. 1977年、ジュネーブ条約にさらに2つの付随書がつけ加えられた。1949年8月12日のジュネーブ条約と、非国際的武力紛争の被害者保護に関してつけ加えられた第2付随書（付随書II）には、「個人の尊厳を傷つける不法行為、とりわけ屈辱的で侮辱的な扱い、レイプ、強制売春あらゆる形態の下品な暴行」が規定されている。1949年8月12日のジュネーブ条約および国際的武力紛争の被害者保護に関してつけ加えられた第1付随書（付随書I）にも同様の規定が含まれている。

66. ジュネーブ条約に加えて、その他の人権法の分野でも、性暴力をふくめて女性への暴力を禁止している。たとえば、処罰としての拷問その他の残酷、非人道的、侮辱的待遇を禁止する条約は、第1条で「拷問」を以下のように定義している。

「ある人や第三者から情報や告白を引き出したり、その人や第三者が犯した疑いのある行為を罰したり、その人は第三者を威嚇ないし強要したり、あるいはいかなる理由であれ差別したりする目的で、その人を身体的ないし精神的に傷つけ、激しい苦痛や苦しみを与える行為。しかも、こうした苦痛や苦しみが、当局者ないし当局者の資格をもつ他の者によって、ないしその煽動によって、または同意や黙認を得て加えられる場合を言う」

67. レイプは必ずしも拷問のように明確に定義されてはいないが、こうしたものとしての認識はますます高まりつつある。1992年の時点で、拷問に関する特別報告者はすでにレイプを拷問の一形態であるとはっきり定義した。ハーグで開かれたICTYでもまたアルシャでのルワンダに関する国際犯罪法廷（ICTR）でも、レイプを拷問の一種として個々人を訴追した。ま

た最近では、欧州人権法廷が1997年9月25日、アイディン対トルコの裁判で次のような判決を下している。

「政治犯に対する国家の役人によるレイプは、加害者が容易に被害者の弱い立場につけこみ、抵抗力を奪った上でのとくに重大かつ憎むべき虐待とみなされるべきである。さらに、レイプは被害者に深い心理的な傷を残すのであって、それは他の身体や心に加えられた暴力のように時が経てば過ぎ去るものではない。・・・本法廷は、申請者に加えられた度重なる身体的、心理的暴力と、とりわけ彼女がさらされたレイプという残酷行為とが、条約第3条に違犯する拷問に等しいと確信する」

68. 拷問禁止条約に加えて、大量虐殺犯罪の防止と処罰に関する条約、奴隸制禁止条約、市民と政治的権利に関する国際規約、経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約、あらゆる形態の女性差別撤廃条約もまた、武力紛争時の性暴力に関する人権文書として存在する。

C. 法的枠組みの適用

69. 国際法のその他の領域とは異なり、国際人道法の解釈は、武力紛争中の犯罪行為ととりくむために特別に設置された国際法廷で行われてきた。ニュルンベルグでの国際軍事裁判（ニュルンベルグ裁判）、極東国際裁判（東京裁判）、アルシャでのルワンダ国際犯罪法廷およびハーグでの旧ユーゴスラビア国際犯罪法廷は、戦争犯罪、重大な侵害、人道に反する犯罪に対する個人的犯罪責任という問題を扱うために設置された4つの国際法廷である。まず最初に開かれたのがニュルンベルグ裁判であった。戦犯たちは「平和に対する犯罪」「戦争犯罪」および「人道に対する犯罪」に分けられた。このいずれにもレイプは含まれておらず、ニュルンベルグ裁判では性暴力で裁かれた者はひとりもいない。

70. 「人道に対する犯罪」という言葉は、ニュルンベルグ裁判の際、枢軸国の政治指導者を裁くメカニズムをつくるためにつくり出された。この指導者らの政策によって戦争犯罪行為を促進したり招いたりしたからである。にもかかわらず、訴追に使われたのは、戦争犯罪の項目であり、これはその後の第4ジュネーブ条約の重大な侵害の項目と一致する。人道に対する罪は国際的不法行為のリストに重要な一項目としてつけ加えられたのだが、それはとくにこの犯罪が戦時のみならず平時にも行われる可能性があるからである。被害者は非戦闘員に違いないが、加害者も非戦闘員かもしれない。だが、この犯罪は政治的人種的宗教的理由に基づく迫害とあいまって、広範かつ計画的に行われる犯罪である。これまでのところ、ジ

エンダーは独立した迫害の根拠に含まれていない。だが、人道に対する犯罪は難民法の規範の発展に照らした解釈が可能であり、そこではジェンダーがますます迫害の明白な根拠として認識されつつある。

71. ニュルンベルグ付属文書にはレイプは犯罪に含まれていないが、ドイツを占領した戦勝国はコントロール・カウンシル規則第10でレイプを人道に対する罪として加えた。だが、この条項によって裁かれた者は1人もいない。東京裁判ではいささか異なる状況が見られた。「南京虐殺」によってレイプが確立した慣習法や戦争条約の違犯であることが示されたのである。日本人指揮官のヒロトとトヨダがこうした理由で起訴され有罪を宣告された。

72. 50年後、国連安保理は旧ユーゴとルワンダの領域内で行われた戦争犯罪を訴追するため、2つの特別国際法廷を設置した。歴史始まっていらい初めて、レイプがはっきりと人道に対する犯罪として加えられたのである。残念ながら、こうした犯罪が広範に行われているにもかかわらず、個々の付属文書における戦争犯罪や重大な侵害の関連部分にはレイプは含まれていなかった。とはいえ、検察官オフィス（OTP）は、特定の被告を戦争犯罪としての性暴力、人道に対する犯罪、ジェノサイド、奴隸制、重大な侵害と強制売春で有罪を宣告した。OTPが社会正義をこのような創造的やり方で推進したことは称賛に値する（*）。だが、最近になって被告を性暴力で裁くことについて関心が薄れているように見える。これに加えて、いずれの国際法廷もこうした問題についてまだ判決を下していない。

* ICTYもICTRも検察官は同じであることに目を止めておきたい。ハーグとキガリに検察官オフィスがあるが、いずれも同じ検察官補が担当している。

73. OTPはICTYでの20件の公開起訴のうち6件、ICTRの公開起訴2件についてレイプの嫌疑で告発した。その他の種類の性暴力もICTYとICTRの双方で告発されている。このように性暴力が具体的に国際法廷の場で告発されたのは、歴史上初めてである。それぞれの被告が1つ以上の罪に問われていることが注目される。

74. 共通第3条にはレイプは明確に言及されていないが、OTPはこの条項の戦争犯罪として、被告をレイプの罪で告発した。その代わりに、「拷問」にはレイプが含まれると解釈され、とくに多数によるレイプは繰り返しのレイプによって身体的重傷を負わせた場合は拷問とみなされる。共通第3条では、分離されたレイプその他の性的暴行、性的な身体損傷や苦痛の事例を「残酷な処遇」「人間の尊厳に対する非道な行い」「屈辱的で侮辱的な扱い」と

している。

75. 被告を共通第3条の下で告発する一方、OTPはジュネーブ条約に対する重大な侵害でも告発した。ここでも、性的暴力を犯した被告らは、多数による、また繰り返しのレイプによって重大な身体的損傷や苦痛を引き起こしたとして、「拷問」の罪に問われたのである。分離されたレイプその他の性的暴行事件では、被告らは「身体ないし健康に故意に重大な苦痛や重傷をひきおこした」として告発された。身体的な重傷が見られない状況では、「非人道的扱い」の罪に問われた。

76. 共通第3条と重大な侵害の項目に加えて、OTPはさらにレイプを人道に対する犯罪として告発している。これは具体的に禁止された行為と「拷問」や「奴隸化」の両方をふくむ。性暴力を奴隸制としたことは、OTPによる国際法への重要な貢献である。Focaの訴追には、女性は意志に反して監禁され、数カ月にわたって性的サービスや家事サービスを強要された状況を、奴隸化の罪や人道に対する犯罪に含めている。OTPの主張によれば、これは奴隸に似たやり方を「奴隸化」という用語の範囲に含めることを定めるものである。

77. OTPはまた、ICTYとICTRの両方の訴追でレイプを集団虐殺行為としても告発した。集団虐殺行為の告発は、指揮系統の中で上位にある当局者に対してなされている。これはOTPの歓迎すべき刷新である。Foca訴追の中で強制的妊娠はジュネーブ条約ではとくに説明されていないとはいえ、「集団虐殺の意図」にあたるのではないかと述べた際、裁判官室（公開を要しない審理）の支持を得たものと思われる。性的暴力、強制妊娠、集団虐殺の間にははつきりしたつながりがある。OTPはこの点を認識し、国際法の限界に迫っていることを喜ぶべきである。

78. 革新的な告発に加えて、OTPは被害者に好意的な付属文書や手続きの規約にも助けられている。女性の権利という面でもっとも重要なものは、ICTYの手続きと証拠の規約（1995年2月のIT/32/ Rev. 3/Corr. 1）の規約26およびICTRの同様の規約で、これは性的暴行事件についての証拠手続きを決めている。性的暴行に関する規約96にはこう書かれている。

「性的暴行事件では、

(i) 被害者の証言という補強証拠はいっさい求めない。

(ii) 被害者が以下の状況にあった場合、同意したとは認められない。

(a) 暴力、威嚇、監禁ないし心理的抑圧にさらされたり、それらに脅かされたり、それらを恐れる理由がある。

- (b) 被害者が服従しなければ、別の人人が服従させられ、脅され、恐怖にさらされることが目に見えている。
- (iii) 被害者の同意を示す証拠が提出される前に、その証拠が適切かつ信用できることを被疑者は裁判官室で納得させられればよい。
- (iv) 被害者のそれ以前の性行動を証拠として提出されることはない。」

79. 手続きと証拠の規約の69と75は被害者と証人の両方を保護しており、性的暴行事件の訴追ではおなじく非常に重要である。証人の保護は性的暴行を裁く法廷が直面するもっとも重大な問題だと思われる。被害者も証人も報復の脅威をおそれるためすんで証言しようとしている。ルワンダでは証人の保護がないことが、女性たちが公式に苦情を申し立てようとしている主な理由となっている。

80. 被害者保護のプログラムには証言する証人を確実に保護するメカニズムを含む必要がある。そのための1つの方法は、証人を匿名にする条項で、これは組織犯罪の訴追などで用いられてきた。匿名の証人は加害者が逮捕されていない状況ではとくに有用である。

81. ICTYで述べられた法廷助言者の準備書面では、ICTYは「個々の案件について、犯罪の訴訟手続き全体で可能なかぎり証人の匿名性を肘することに十分留意すべきである」としている。22/ 裁判での匿名の証人というやり方に対しては、被告側が告訴人と面と向かい、反対尋問する権利を否定するという反論がある。さらに、匿名の証人は人権活動家にたいする国家の抑圧の道具としても使われてきた。

82. だが、その他の状況では、公平と正義という面から一定の新しい手続きが要求されるだろう。証人保護の方法としては2つのやり方がある。1つは、被害者の身元を公にしないという方法で、これはICTRの Akayesuに対する法廷で用いられた。この背景では、国際法廷はすんで身元公開を禁止し、場合によっては被害者が被疑者と会わなくても済むよう有線テレビを認めていた。旧ユーゴスラビアとルワンダの戦争の現実がある以上、こうした措置は被害者の出頭を促すのに役立つだろう。

83. 檢事オフィスが新機軸を打ち出しているにもかかわらず、つねに十分な発展がみられたとはかぎらない。OTPに性暴力を考慮に入れさせる方法として、法律学者が法廷助言者になるしかなかったことが2回あった。ルワンダでは、法律学者や法律専門家から成る法廷助言者が告発するに足る十分な証拠があることを指摘するまで、性暴力による起訴は1件もな

かった。1997年8月の訴追でレイプと性的暴行の訴追を加えたのは、検事オフィスの手柄である。集団虐殺が行われた間におびただしい数の性暴力がふるわれたことを前に、本特別報告者はICTRに対し性暴力の問題にさらに積極的立場を取るよう促したい。

84. 刑罰を免れていることと闘う第一歩が起訴である。しかし、最終的には起訴が成立するかどうかを決めるのは裁判官室である。ICTYの3人からなる裁判官室の言明は、この法廷が性暴力の訴追に敏感であることを示している。これらの言明には、レイプの告訴に監禁以外の状況も含めること、性暴力が集団虐殺の一要因であり、強制妊娠は集団虐殺の意図の証拠となりうるという確認、指揮系統の不適切さと部下の行為にたいする将校や政治指導者の責任の再確認、レイプを拷問の一形態とする定義などがふくまれる。

85. 提案されている国際犯罪裁判所（ICC）の規約草案作成のプロセスは、ハーグとアルーシャでのプロセスと並行している。しかし、これまでのところ、とくに女性への暴力に関する2つの国際法廷の法的刷新は、草案作成のプロセスを正しく伝えていない。ジェンダーに関わる言語の大半がまだ空白のままであり、したがって論争を巻き起こしている。本特別報告者はとくに犯罪の定義に懸念を抱いている。規約は単に時代遅れのジュネーブ条約の条項を繰り返すのではなく、性暴力、強制売春、強制妊娠およびレイプを戦争犯罪、ジェノサイド、人道に反する犯罪の定義の中に加えることが絶対必要である。これに加えて、手続きのルールは被害者に好意的でなければならない。ICTYの手続きと証拠の規約のようなこうした規約は、ICCの証拠手続きの一部として組み込まれるべきである。

86. ジェンダーに敏感な国際犯罪法廷が創設されることは、国際人権・人道法にとって時機を得た歓迎すべき発展である。ICCは、人権および人道法の施行メカニズムを提供し、被害者やその家族に対する補償を与え、国家体制の失敗に対抗することで、罪を免れないようにする重要な手段として役立つ可能性がある。これは武力紛争の際にはもっとも重大である。さらにICTYやICTRのような特別法廷のシステムに固有の不公平をただし、国の裁判権の中での犯罪法廷のモデルとしても役立つ可能性がある。しかし、女性への性暴力に関連して発展しつつある規準を明白に組み込むことができないとしたら、事実上法的な逆行として機能するだろう。

87. 訴追を開始するトリッガー機構（小さな刺激で大きな反応を誘発すること）は非政治的でなければならないことも、本特別報告者の関心事である。安全保障理事会と訴追が国際平和と安全保障に介入しないという安保理の決定に依存すれば、犯罪法廷は政治化し、その適

用は選択的で偏ったものになるだろう。中心的な犯罪について罪を免れることは「交渉可能」とする暗黙の見方は受け入れることはできない。

88. 被害者はこの分野で働く非政府組織（NGO）ともども、実権をもつ独立した検察当局と同調して捜査を誘発する機会を与えられるべきである。ICCが有効な国際機関に発展すべきであるとするなら、検察官の独立性は不可欠である。女性への暴力に適切に取り組むために、検察官オフィスはITCYと同じようにジェンダーに関わる犯罪についての法的助言者ないし部門を持つ必要がある。女性への暴力の被害者に対する訓練を受けた人間は、性暴力の訴追には欠かせない。ICCの付属文書には、被告の権利と矛盾しないかぎり、証人の保護と証人の匿名についての措置も含める必要がある。

89. 最後に、ICCは国家以外の行為者に対する責任の手段を備えるべきである。準軍事組織その他の国家ではないが国家に近い行為者の事例では、米州人権裁判所が出したベラスケス判決が国家に対し、人権侵害の予防、訴追、処罰において相当な配慮の規準を守ることを要求し、国家に責任ありとする道をはっきり示した。国家に対して戦争を起こす国家以外の行為者については、国際人道法および個人を責めることができるという原則、普遍的裁判権によって縛られることを明確にする必要がある。

D. 経済的、社会的結果

90. 武力紛争が女性にもたらす経済的、社会的結果ははかりしれない。女性は武力紛争の中で直接の被害者となり、難民となり、夫を殺された未亡人となる。女性は突如として一家の稼ぎ手として登場し、ルワンダのように女性が世帯主の家庭が劇的に増加する。稼ぎ手になるために必要な技能がなければ、さらに力を奪われることになる。

91. 社会全体が軍事化すれば、女性にとってさらに大きな結果がもたらされる。第二次世界大戦の頃からすでに、社会の軍事化は暴力の文化をもたらし、日々の生活にまで暴力が染み込むと、評論家たちは論じてきた。国家のレベルで暴力を紛争解決の手段に使えば、家族やコミュニティでも暴力が紛争解決の手段になる。戦時であれ平時であれ、女性はこうした暴力の文化の正当な被害者とみなされることが多いのである。

92. 武力紛争がもたらす経済的結果は広範囲におよび、国民一般の基本的な暮らしやすさは否定されてしまう。しかもそこでは女性と子どもが大半を占めている。武力紛争の影響がお

よんだ地域には、電気も水も適切な住宅も医療サービスもないことが多い。こうした地域は食料の供給にも影響がおよぶ。女性の多くは世帯主となり、家族をどうやって養うかという問題に直面する。これに加えて、武力紛争という状況は頭脳流出をもたらし、とくに資格のある医療、心理、法律の専門家が不足することになる。

93. 国際社会は紛争の中で武器の供給や一方の側への財政的支援、政治的制裁といった形で役割を演じることが多いが、紛争終結後の復興にも同様に役割を果たすべきである。経済復興にあたっては、女性とくに戦争未亡人や女性の世帯主が経済的に力をつけることもめざす必要がある。女性のための技能開発や特別コースのプログラムは、戦争で引き裂かれた社会の暮らしを建て直すための重要な一環である。

94. 表面化する要因は経済的結果だけにとどまらない。紛争状況で暮らした人びとはトラウマやトラウマに関連した病気にかかる割合が非常に高い。従って、復興と和解のプロセスには心理的な癒しとトラウマの問題を考慮に入れる必要がある。女性への暴力の被害者となり生き延びた女性たちには、訓練を受けたカウンセラーがつき、国家機構の中でどう進めばいいか、暮らしをどう立てればいいか助けることが求められている。性暴力の被害を受けた生存者はとくに擁護、カウンセリング、支援を必要としている。被害者中心に運営されるセンターが、復興と社会復帰の一環として設立されるべきである。

E. 武力紛争：勧告

国際

95. 既存の人道法の規準を検討し、その適用に当たっては武力紛争下の女性への暴力に深入りつつある規範を組み込むべきである。とくに、拷問とジェノサイド禁止条約およびジュネーブ条約の再検討とこの観点での活用が望まれる。

96. 平和維持活動が国連の重要な活動の一部となった以上、平和維持軍を紛争地域に派遣する際は、前もってジェンダー問題に関して必要な訓練を行うべきである。平和維持軍の隊員による犯罪は国際的犯罪とみなされ、犯罪の程度に応じた裁きを受けるべきである。

97. 紛争終結後の社会では復興・再建が重要な要素となる。国際社会は特別資金とプロジェクトを用意し、紛争後の社会に対し経済的復興から心理的カウンセリング、社会復帰までふ

くも包括的サービスを提供すべきである。

98. 国家以外の行為者が有する国際法上の責任を国際人権規約および人道法に照らして明確にし、国家以外の行為者による犯罪が罪を免れることのないようにすべきである。

国際犯罪裁判所

99. 国際犯罪裁判所（ICC）の規約には、実体法としても手続き上も女性に対する暴力に関する規約を明確に組み込むべきである。

100. ICCが確実に戦争犯罪の女性被害者のための裁きを行うために、ICCの規約のすべての領域にジェンダーの視点を組み込むべきである。そこに含まれるべき側面を以下にあげる。

- (a) ジェノサイドの定義にジェンダーの視点を加え、レイプその他の性暴力すなわち強制妊娠、強制不妊手術、性器切除などをふくめる。
- (b) レイプ、強制売春その他の性暴力が法律および戦争法の重大な侵害、重大な違犯であるとして明確に非難する。
- (c) レイプ、強制売春、強制妊娠をその他の性暴力ともども、人道に対する犯罪として明確な言葉で非難する。
- (d) 補償、社会復帰、社会的サービスへのアクセスに対する個人的権利を含め、被害者の法的救済措置を講ずる。
- (e) 非政治的なトリッガー機構
- (f) 実力のあるジェンダー部門をそなえた独立の検察オフィス。
- (g) 性暴力事件の訴追に当たっては証拠の規則を被害者の側に立ったものとする。
現在行われているICTY、ICTRの規則を土台にすること。

国 内

101. 国家は自国の国境内で、自国の軍隊によって起こされる国際人道法下での犯罪行為に対して罪を免れることのないよう、あらゆる努力をすべきである。その中には以下の努力が含まれる。

- (a) 性暴力をふくむそうした犯罪の加害者に対する防止、処罰、訴追に相当な注意・配慮をもって行動する。
- (b) 被害者がうけた損傷や損害に対し、国家の機関の中での救済処置をとる。

(c) 武力紛争下で性暴力の被害を受けた生存者に経済的、社会的、心理的援助を行う。

102. すべての国は関連する国際人権規約および人道法を批准すべきである。そこには以下のものが含まれる。国際人権規約、拷問禁止条約、拷問禁止条約、ジェノサイド条約（集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約）、女性差別撤廃条約ならびに人種差別撤廃条約。

103. 各国は国際機関と協力して、戦争犯罪を扱う国際法廷で起訴された者たちを逮捕すべきである。

104. 各国は国際人権・人道法と一致するよう、自国の刑法、軍の行為およびその他の特別の手続きを定めた法律を修正すべきである。

105. 各国は証拠手続きの面で女性差別がないよう保証し、性暴力事件の被害者と証人を保護する仕組みを設けるべきである。ICTYの手続きと証拠に関する規則96がモデルとして利用できる。

106. 各国は軍および法執行要員のすべてに系統的なジェンダー意識化訓練を行うべきである。こうした訓練は以下の情報を提供する必要がある。

- (a) 性暴力を国際法上の重罪であることを明確にする。
- (b) 捜査および訴追の面でジェンダーを意識した手続きをはっきりさせ、義務としてジェンダーの視点にたつ方法論を提供する。
- (c) 戦場での軍事行動の際、ジェンダーに鈍感な行動に走りがちな軍のメンバーの基本的態度と取り組む。

107. 軍や法執行当局のためのジェンダー訓練に加えて、その他の刑事裁判制度の構成員も訓練を受けるべきである。訴追、司法、法廷の専門家は性暴力の問題にいかに取り組むかについて訓練を受ける必要がある。

108. 各国は国連の法執行当局者のための行動基準を採用し、性暴力に有效地に取り組むために自国の軍法を更新すべきである。

国家以外の行為者

109. 国家以外のすべての行為者は、国際人道・人権法の制限下で行動すべきである。国際人道法に違反する個々の犯罪に対して責任があること、および普遍的司法権の下で、こうした犯罪がいずれかの法廷で訴追される可能性があることを認識しなければならない。

非政府組織

110. 非政府組織は国際人道・人権法違反の防止、処罰、訴追のために政府とともにあらゆる努力をすべきである。

111. 非政府組織は、武力紛争下の女性の具体的状況についての意識を高めるため、教育や訓練を行うべきである。武力紛争の状況を継続的にモニターするだけでなく、女性への暴力事件を国内的にも国際的にも明らかにする必要がある。その際、国際的および地域的人権機関や証拠提出の仕組みを活用すべきである。

112. 非政府組織は、武力紛争の女性被害者に対し、経済的な力をつけることや社会的、心理的支援計画をふくむサービスを提供すべきである。被害者が自分の法的権利を知る手助けもしなければならない。非政府組織は、罪を免れるという悪しき循環を断ち切るため、こうした女性が名乗り出られるよう援助すべきである。

113. 人権問題の本流で活動する非政府組織は、その活動のすべてにジェンダーの視点が入っているよう保証すべきである。

114. ジェンダーを意識した証拠提出の方法をさらに改良して、実情調査の段階で女性への暴力を受けた生存者が再び精神的外傷を受けたり危険にさらされることのないよう保護すべきである。

II. 監禁下の女性への暴力

115. 監禁下の女性への暴力は極めて非道な女性の人権侵害である。国家は、個人に対する責任を負う場合、処罰あるいは社会復帰のいずれを理由とする場合であっても、国家の管理下にある個人に対する責任を強化している。

116. 監禁(custody)の事実上及び法律上の条件(パラメーター)はさまざまである。国際的には、監禁はこれまで明確に定義されてこなかった。監禁の用語は、国家の刑事法体系において最も頻繁に使われるが、精神病者の強制収容や国家による学校教育など、国家が個人の身体的保護者となるさまざまな状況も含む広い意味で使用されることもある。一般的に、刑法における監禁の場合、監禁の用語は警察による監禁と刑罰による監禁を含み、そのいずれも国家が犯すもしくは(及び)国家が黙認する女性への暴力の場としてはたらく。本特別報告者は国家による女性への暴力が、国家による精神病者の保護監督や医療上の保護、教育上の保護、警察もしくは刑罰上の拘留等の状況下で発生する点を指摘しているが、この章ではその最後の形態の監禁、つまり、刑罰または準刑罰の目的で警察官または軍人の手によって生じるもののみを検討することとする。

117. 女性は公私におけるさまざまな役割において国家の標的とされている。女性は公的活動を行うことできます国家の標的とされるにいたった。女性の人権擁護者や活動家は、国家の代理人の手によって、恣意的に拘留もしくは逮捕され、拷問を受け、根拠なく殺害され、「行方不明」にさせられ、虐待されている。拘留、逮捕、取り調べ、尋問等の、全土に及ぶ、悪用しやすい権限を与えるテロ対策法や緊急命令は、しばしば抑圧を発生させる装置となる。

A. 警察による監禁

118. 警察による監禁の形態には、逮捕、拘留、予防拘禁、裁判前の拘留及び(または)裁判所の一時拘留などがある。上記の警察による監禁の形態のすべてが国家による監禁の側面を持っているが、それぞれの形態は少しずつ異なっている。

119. 逮捕を成立させるものについての理解は国家によってそれほど異なっていない。逮捕は国家が行う正式の手続きであり、それによって国家は法的通告を伴う身体的監禁を通じて個人の身体的管理を引き受ける。他方、「拘留」の用語にはさまざまな意味がある。一般的に「拘留」は正式の告訴が行われないままに警察によって警察署に留置されたり、裁判所の

一時拘留所に拘束されることを表す時に使用される。拘留は事件の取り調べ段階で被疑者を取り調べたり、尋問する目的で、また、場合によっては、個人の安全のためにしばしば使用される。

120. 拘留ないし収監されたすべての人の保護に関する国連の原則は監禁の用語を使用していないが、以下の関連する定義を示している。

- (a) 「逮捕」(arrest)は、罪を犯したかどで、または職権行為によって人を拘引する行為を意味する。
- (b) 「拘留者」(detained person)とは、有罪判決の結果以外で個人的自由を剥奪された人を意味する。
- (c) 「囚人」(imprisoned person)とは、有罪判決の結果、個人的自由を剥奪された人を意味する。
- (d) 「拘留」(detention)とは、上記に定義された拘留者の状態を意味する。
- (e) 「収監」(imprisonment)とは、上記に定義された囚人の状態を意味する。

121. バングラデシュ、インド、スリランカでは予防拘禁が頻繁に採用されている。予防拘禁は2つの根拠に正当性を見い出している。1つは、スリランカのテロリズム防止法等の法律において、警察が信じる計画的犯罪、または発生が予想されるに足る根拠を有する犯罪を防止するために、一般大衆を「保護」するメカニズムとして監禁が採用される。こうした法律はしばしば、少なくとも一時的な非公然の拘留を許す。国家による露骨な人権侵害のほとんどは、外部との連絡を許されない拘留の枠内で行われている。外部との連絡を許可されない拘留は、看守として行動する国家もしくは非国家の代理人が莫大な権力を有する状況を生み出す。この際、その看守にはそうした権力を相殺するだけの監視や説明責任がほとんど伴わない。

122. 第二に、「保護監禁」(safe custody)を定める法律が、他に行くべき場所のない境遇をもたらす特定の犯罪や環境の被害者である子どもや女性にとって、「保護」のメカニズムとして採用される。こうして被害者たちは刑務所に留置される。バングラデシュでは、保護監禁の状態に置かれた人々はたいてい、(a) 自分の宗教集団の外部の人間と、もしくは両親の意志に反して結婚しようとする少女、(b) レイプの被害者、(c) 売春宿から救出された女性や少女、(d) 家庭内暴力のために家庭から強制的に退去させられた貧困女性、(e) 人身売買の被害者、(f) 迷子になった知的障害児などである。

123. こうした女性たちを収監することは明らかに不当である。これは、ジェンダーに基づく差別による人権侵害であるだけでなく、女性や子供たちを監禁下の暴力という大きな危険にさらすことでもある。「保護監禁」の状態に置かれた女性たちが虐待されたり、場合によっては殺されたりするさまざまなケースが記録されている。

124. 裁判前の拘留はほとんどが裁判所の一時拘留所で行われるが、そこでは裁判前の囚人が自らの裁判日に招集されるのを待っている。パキスタンでは、こうした施設は女性を拘留するのに用いられやすい。従って、国家の施設が男性よりも女性を収容することが多く、こうした女性の多くは、逮捕されたわけでもなく、従って裁判を待っているわけでものないのに、何昼夜も続けて不法に拘留される。

125. 刑事監禁とは、刑務所、更正寮、留置場への既決囚の収監を指す。この段階での国家による監禁では、囚人に対する責任は警察当局から矯正当局へと移行する。女性が刑務所当局の単独の管理下に置かれる長期の刑事拘留の期間に女性はさらに攻撃されやすくなる。ほとんどの国で、刑務所員は圧倒的に男性であり、性的虐待や嫌がらせ、強要の絶好の状況を生み出す。さらに、世界の刑務所人口は男性が圧倒的である。多くの場合、女性は男性の囚人と同じ施設の中に収容されている。しかし、男性の囚人と女性の囚人が分離されるのが一般的である。

B. その他の形態の監禁

126. 多くの場合、監禁の事実があいまいにされる。手錠が使用されなかったり、諸権利が通告されなかったり、刑務所の境界がはっきりしていなかったりする。警察官や軍人が家に進入し、捜索や取り調べ、脅し、さらに（もしくは）嫌がらせを行う場合、明らかな命令がない時は家の中の者はその場を離れることができないという少なくとも暗黙の推定があり、多くの場合、非公式でありながら、事実上の国家による監禁状態に置かれる。

127. 武装紛争や激しい社会不安の際には、法規範の崩壊によってこうしたやり方が特に蔓延する。その場合、紛争や社会不安に対する国家の代理人及び非国家の代理人の両者が自宅にいる個人を標的とする。失踪、裁判手続きを踏まない刑の執行、レイプを含む拷問などのさまざまな人権侵害がこうした「準監禁」の状態で発生する。伝統的に私的領域の居住者である女性は、こうした虐待を受けやすい。

128. 監禁は、心理的幽閉によって、しばしば刑務所や裁判所の一時拘留所の四方の壁を越える。監禁下の女性への暴力の被害を受けた生存者は、公然たる「監禁」から解放された後にも、拘留中に植え付けられた恐怖が私的生活へ持ち込まれることが多い。レイプを含む拷問は、個人に対し、直ちに、そして未来にわたって痛みや苦悩を与え、恐怖を植え付けることを特に目的として国家によって利用される。個人が釈放されれば、実際の身体的かつ（もしくは）性的拷問は終わるが、受けた精神的外傷のために、苦悩はその後ずっと続き、フラッシュバックや身体的記憶、一般的な恐怖として現れる。心理的幽閉は全く異なる形態の監禁としてみなされるべきであり、国家はそれに対して治療や矯正の責任を負っている。

C. 監禁下の女性への暴力の諸形態

129. 多くの場合、監禁下の暴力は性的なものに限定されない。女性は男性と同様に、強制的な失踪、拷問、残酷で非人間的な処遇や恣意的処刑の犠牲となっている。しかし、みかけは性的に中立な形態の監禁下の暴力であっても性を念頭に採用される場合、ならびに当局が男性と比較した女性の弱さ、強さ、忍耐力についての本人の理解に基づいてやり方を選択する場合、これらはそのような性格の暴力だとはみなされないのが一般的である。従って、ジェンダー特有の監禁下の暴力についての議論は、主に監禁下のレイプ及びその他の女性に対する性的暴力にまつわるものである。

130. 監禁下の女性に対する暴力の最も特定的な要素は、拷問の性別化である。女性と同じく男性の性的組織が、拷問や、レイプ、レイプの脅迫、さらに、性的嫌がらせなどのその他の形態の性的暴力の物理的段階において標的とされるが、強制妊娠、処女検査、強制中絶、強制売春、強制流産は一貫して女性拘留者に対して行われている。

131. レイプはレイプ被害者に対する直接的な拷問の一形態として採用されてきただけでなく、男性の家族構成員に対して、その妻や姉妹、パートナー、娘、母親のレイプに強制的に立ち合わせるやり方で行われてきた。他者のレイプを強制的に注視させられる行為は、明らかに心理的な形態の拷問であると認められている。しかし、驚くべきことに、このような場合、レイプ自体は拷問として認定されないことが多い。それよりもむしろ、女性のレイプが電気ショックや手かせや警棒などのように、拷問者の武器と見なされている。このように、女性の身体への攻撃が男性に対する攻撃として行われ、多くの場合、その女性自身以外からはそういうものとして理解される。

D. 監禁下の女性に対する暴力の諸例

アルバニア

132. 1994年5月、ティラナの工場に警察が押し入り、資産の一部を女性民主戦線に移譲するよう求めるティラナ市長の命令を執行した。工場の従業員の中に6人の女性がいた。工場長が到着するまで警察に待ってほしいと女性たちが要請したにもかかわらず、警察はその6人を虐待した。当時妊娠中だったアルマンダ・ボグダニは警察官によって髪の毛を引き抜かれた。警察は事態を収拾しようとしたヴィオレタ・ジョカとタチヤナ・カラマニを殴打した。野党の副委員長ゼキン・デルヴィシが拘束された。ゼキンは殴打され、蹴られ、侮辱の言葉を浴びせられ、ののしられた。刑務所へ入るのを拒否すると、再三にわたり殴られ、あばずれ女と呼ばれた。

バーレーン

133. 1996年2月29日、8人の女性（ムナ、ハビブ・アル・シャラキ、ザーラ・サルマン・ヒラル、イマン・サルマン・ヒラル、ナイマ・アバス、フダ・サリ・アル・ジャラウィ、マリアム・アマド・アル・ムミン、ザーラ・アブダリ、ナジ・カリミ）が逮捕され、外部との連絡を許可されないまま拘留されたと伝えられた。拷問の危険が高まった。逮捕は政治犯放逐のために彼女らが行った公的要請に関連すると信じられている。この政治犯のうちの2人は拘留中の女性2人の夫である。

バングラデシュ

134. 16歳の衣料工場労働者シマ・チャウドリーは、チッタゴンの町の近くを男友達と一緒に歩いていた。警察官は、女性は結婚した男以外の男性と歩いてはならないという理由で2人を逮捕した。バングラデシュの法律にはこうした逮捕の根拠はない。彼らは近くの警察キャンプに連行された。シマは後に別の警察署に移送され、そこで泥水と思われるものをコップ1杯飲まされた。彼女がめまいがしたところを警察官たちがレイプし、その後彼女は次第に意識を失った。翌朝、シマはチッタゴン医科大学病院の緊急病棟に連れて行かれた。シマがレイプされたと告白した後、医療調査委員会が設置された。1996年10月、事件が裁判にかけられると、裁判所は警察からの請願により、彼女をチッタゴン刑務所の「保護監禁」に送った。例外的で不当な命令であった。シマは、弁護士へのアクセスもなく、友人や家族との

面会も許されないまま拘留された。彼女は重病に陥り、1997年2月、死亡した。腸チフスが死因とされている。

135. 1997年7月14日、シマをレイプしたと告発された4人の警察官が第一審裁判所で無罪となった。判事は、このような些細な訴訟を提出した政府弁護人の行為を非難し、警察に首尾良く監禁下のレイプの罪を逃れさせたと言われている。

チャド

136. ブレスレットを盗んだと告発されたベルコウム・オデットは、1996年9月15日に逮捕され、10日間以上もベボト警察本部に拘留された。武装勢力が彼女の家を捜索し、何も見つけられないと、彼女を後ろ手に縛り、むち打ちした。副司令官が彼女を殴り、他の者にも同じことをする権限を与えた。彼はベルコウムの乳首を焼いた。息絶えた彼女が横たわっているそばで、彼女の15歳の娘が縛られ、治安軍によってレイプされた。殺害とレイプの主犯は逮捕されたが、その後内部の協力を得て脱走した。彼は今、大統領府に勤務していると言われている。

コロンビア

137. マルガリータ・アレゴーセとリナ・マリア・アレゴーセはプラナダス・デ・モスケラのサバナ校創立者であり、教師である。1995年11月、2人は「犯罪の共謀」とコロンビア革命軍のメンバーであることを理由に逮捕された。1996年2月28日、人権擁護弁護士のレナルド・ヴィラバは、準軍事組織のゲリラなきコロンビアからマルガリータの葬式への招待状を受け取った。この死の脅迫は、裁判所要求によって2人の釈放が命令された直後の事であった。この他にも無罪とされた政治犯を治安軍や準軍隊が標的にする例はいろいろある。

ケニヤ

138. 著名な政府の論敵を兄に持ち、人権活動家であるジョセフィーヌ・ナイアウィラ・ヌゲンギは3度逮捕され、拘留中に拷問された。彼女は殴られ、出血するまで膣に丸い物を押し込まれた。ヌゲンギによれば、「ある時点で1人の役人が激昂し、木の厚板を取り出して私の頭を激しくたたいた。その後、たたかれたために傷ついた舌から流れた血をふき取るように命令され、私はそうした」

パキスタン

139. 殺人、ジナ（婚外の性交）、冒瀆、レイプ、ハイジャックは、イスラム法令の下で死刑罪に数えられる。パキスタンでは、女性は被告または被害者のいずれの場合でも証言が許されず、差別的方法で死刑が適用される。女性たちが証言を許されないまま、ジナの罪で石打ちの死刑を宣告されている。妊婦が出産後まで処刑を延長される保証のないままに死刑を宣告されることもある。

チュニジア

140. トゥルキア・ハマディは「不認可の野党」を支援したとして投獄された多くの女性の中の1人である。1995年、彼女はアル・ナダ（非合法のイスラム主義者政党）を支援し、フランスで夫の政治亡命を助けたとして逮捕された。1992年に夫が出国した後、ハマディは再三にわたり拘留され、尋問された。数多くの女性たちが度重なる尋問、拷問、起訴の脅迫、嫌がらせ、脅しなどを受けている。イスラム主義者運動の支援者や指導者との「関係」の容疑のみを基礎に逮捕された女性もいる。さらに、亡命したイスラム主義者のメンバーの妻たちはパスポートを押収されているため、チュニジアを離れて、夫のもとへ行くことができない。

トルコ

141. 33歳の女性弁護士のセヴィル・ダルキリクは、自宅から強制的に連れ去られ、アンカラの治安軍に15日間拘留された後、厳しい拷問を受け、複数の爆発事件に関与したという供述書に強制的に署名させられた。不当だとうわざされる裁判の後、彼女は非合法のクルド労働者党（PKK）の党員であること、爆弾投下及び分離主義を理由に30年の禁固刑を宣告された。言葉による虐待や死の脅しに加えて、彼女は数回にわたり性的暴行を受け、レイプの脅しを受けた。拷問の過程で顎がはずれたと言われる。電気ショックを受け、ホースで加圧冷水を浴びせられ、他の拘留者が裸にされ、殴られるのに強制的に立ち合わされた。さらに、睡眠や食事、トイレ施設へのアクセスを禁じられた。彼女が受け入れられ、その後、国家の関与がうわざされるクルド系の人間の不審な死に関する事件を調査した後も、彼女の逮捕や拷問は続いた。

E. 監禁下の暴力を防止する国家措置

142. 特別報告者は、女性の地位委員会がまとめた「拘留中の女性に対する女性特有の身体的暴力」に関する報告書への注意を喚起したい。特別報告者の情報の多くはこの文書から引いたものである。

143. すべてではないにしてもほとんどの国が、監禁下の拷問、レイプ、強制、強要、脅迫その他のあらゆる形態の身体的暴力もしくは個人の虐待などを含む監禁下の暴力に対する明白で法的な禁止を行っている。これらの禁止は刑事法典、憲法、行政命令その他の特定法に含まれている。

144. カメルーン、キューバ、エジプト、イスラムなど多くの国が、刑法もしくは行政措置の下で男性の職権乱用に関わる男女間の性交を罰している。キューバでは、軍服着用中もしくは公務員の職務についている間に性的虐待や嫌がらせによって拘留中の女性の身体を侵害した者に対し特別な制裁を適用している。アメリカ合衆国では、1人の被収監者に対する他の被収監者による性的虐待は連邦刑事法による公民権侵害となる。ただし、これは被収監者の行為が法執行官の承認もしくは奨励によることが証明される場合である。

145. インドの証拠法第114A節は、特に監禁下のレイプにおいて、被害者が同意しなかったことを主張し、性交が行われたことが立証された場合、非同意の立証推定が生じる。つまり、検察は、性交の発生の立証責任を負えば、非同意を立証する責任はなくなるのである。

146. ほとんどの国家は、男性の被収監者による女性の被収監者への暴力を防止し、女性に一定のプライバシーを提供するために、同じ刑務所内もしくは別々の施設のいずれかで男女を別々に拘留している。男性と女性の囚人の接触は一般的に完全に禁止されるかまたは厳しい制限と監督の下に置かれる。

F. 国家による監禁下での個人の処遇に関する国際基準

147. 拷問ないし残酷、非人間的または侮辱的処遇や処罰に対する条約と市民的及び政治的権利に関する国際規約は、国家による監禁下の個人への虐待を含む国家の人権侵害を取り上げている2つの主要な国際条約である。拷問や虐待、失踪、恣意的拘留、恣意的処刑などに対する禁止がこれらの条約に含まれている他に、国家による監禁下の個人の処遇に関する国

際基準が存在する。

148. 本特別報告者は、自身の委任事項に加えて、以下にあげた国家による女性の暴力を取り上げる権限を有する既存の国連機関への注意を喚起したい。

- (a) 拷問に関する特別報告者
- (b) 裁判手続きを踏まない、略式もしくは恣意的な処刑に関する特別報告者
- (c) 裁判官及び弁護士の独立性に関する特別報告者
- (d) 宗教的不寛容に関する特別報告者
- (e) 強制もしくは不本意な行方不明に関する人権委員会作業グループ
- (f) 反拷問委員会
- (g) 拷問被害者に対する金銭的補償を提供する拷問被害者のための国連基金

149. 囚人の処遇に関する標準的最低規則は、可能な限りにおいて男女の囚人を別々の施設に拘留することを義務づけている。男女両方の囚人を収容する施設では、女性に対して施設内の別棟を提供しなければならない。

150. 標準的最低規則は、男性の刑務所員の女性の被収監者に対する権限を禁じている。規則第53号によれば、

- (1) 男女両方のための施設では、女性用の棟は、その棟のすべての鍵を保管している責任ある女性刑務所員の権限の下に置かれなければならない。
- (2) 男性職員は女性職員が同行しない場合は女性用の棟に入ることはできない。
- (3) 女性の囚人は女性職員によってのみ同行され、監督されなければならない。しかし、これは、特に医者や教師などの男性職員が女性用の施設や棟においてその専門的職務を果たすことを妨げるものではない。

G. 励告

151. 国家は囚人の処遇に関する標準的最適規則を完全に実施し、あらゆる監禁の状況における保護措置を保証しなければならない。

152. 国家は「保護的監禁」を廃止し、非政府組織が避難所を必要とする女性のための代替施設を設置することを、特に財政資源を提供することなどによって支援すべきである。

153. 国家は、被疑者の権利を縮小し、国家当局に対して拘留や尋問などの幅広い自由裁量権を与え、それによって監禁下の暴力の温床を作り出す法律や緊急命令の廃止にむけて努力すべきである。

154. 国家は監禁下の暴力に対する賠償のメカニズムを持つべきである。また、監禁下の暴力の加害者に対して国内法の下で責任を取らせるべきである。

155. 国家は、警察官や刑務所員に対して継続的なジェンダーの意識化訓練を提供すべきである。

156. 国家は、姦通などの犯罪に関して女性に対して偏ったレベルの投獄をもたらす差別的法律や立証規定を廃止すべきである。

157. 国家は女性に対し法律で定めた識字訓練を提供すべきである。

158. 国家当局による逮捕や拘留の際、国家は女性のための弁護士や擁護者を直ちに提供すべきである。

159. 伝統的な人権機関は拘留中の女性に対する暴力を調査し、拘留中の男性に対する暴力と同等の優先権をこれらの暴力に与える努力をすべきである。これらの機関は、報告の際にジェンダーの観点に立った分析を継続的に組み込むべきである。

III. 難民女性および国内避難民女性に対する暴力

160. 難民・国内避難民の女性の苦境、彼女たちが女性である故に受ける苦しみは、国際社会がこうした女性をどう守れるかをめぐる広範な議論を巻き起こしている。本章ではこうした女性たちがさらされる危険を2つの面から考えたい。1つは、彼女たちが怖れ、実際に受けた迫害で、それが原因で自国や自分の家を去るにいたったものである。2つめは難民となつたために直面する相次ぐ暴力の危険である。

161. 1951年に締結された難民の地位に関する条約では、「難民」の定義を「人種、宗教、国籍、特定の政治集団のメンバーないし政治的意見といった理由で迫害を受ける十分根拠のある怖れがある」個人としている。これに加えて、難民女性は言語、民族、文化ないし性（ジェンダー）を理由に迫害される可能性がある。これらの基準は同条約に沿った「社会集団」という用語の定義として解釈できる。国内避難民の女性も同様に、こうした迫害のために故郷を去らざるをえない。難民女性と国内避難民女性の主な違いは、国内避難民の場合は国境を越えないため、国際法の保護を受けることができない点にある。

A. 難民という状況をつくり出すジェンダーを根拠にした暴力の性質

162. ジェンダーに基づく暴力の証拠は広範にあげられている。この暴力は逃避の根拠としてだけでなく、庇護を受ける諸国や難民キャンプの中での逃避の結果ともなっている。さまざまな形の女性への暴力が難民の流出に拍車をかけているのである。

163. 武力紛争下では女性やその家族、コミュニティを威嚇し、辱め、面目を失わせるための武器として、計画的なレイプが利用される。こうしたレイプの利用は、旧ユーゴやルワンダの領域内での紛争に続き、ごく最近になって国際社会の注目を集めようになつた。さらに、女性や少女の健康を害するある種の有害な伝統的やり方、とくに女性性器の切除なども、一部の諸国から迫害の一形態として、また国際法違反として認識されている。

164. 「名誉を傷つける犯罪」と言われるものによって、女性や少女が自分の家族に殺されることもある。とくに、家族の名誉を救うためにコミュニティがこうした行動を是認し、唆すといった状況もある。未婚の女性が処女でなくなると、たとえそれがレイプの被害の結果だとしても、家族に恥をかかせたとみなす国ぐにもあることは、報告によって明らかにされている。被害者の親はもはや娘を結婚させることは適わず、娘は自分の家族だけでなくコミュニ

ニティの構成員から迫害を受ける危険にさらされるのである。

165. その他、当局者が家庭内暴力やレイプといった肉体的虐待から女性を守れない場合、女性が逃避するという状況もある。加害者が擁護する社会的・文化的規範を守らない罰として暴力が振るわれる所以である。こうしたさまざまなジェンダーによる暴力によって、女性は自分の家を逃れて国内避難民になったり、自国を出て1951年条約の下での難民の地位を求める事になる。

B. ジェンダーに基づく迫害の既存の法的地位

166. ジェンダーに基づく暴力は国際法違反であり、とくに身の安全という基本的権利の侵害である。この権利には拷問や残酷、非人間的、自尊心を傷つける処遇を受けない権利も含まれる。だがジェンダーに基づく迫害を難民の地位の根拠とするという認識は、比較的新しいものである。各国や国際機関は、ジェンダーに基づく迫害は難民の地位を与える正当な理由になる、という議論への認識を深めつつある。

1. 国際的な展開

167. 欧州議会は1984年、社会的慣行を犯したとして、残酷な、あるいは非人間的な処遇に直面している女性たちについて、難民の地位を確定するための特別集団とみなされるべきであると決定した。

168. ハイチに関する米大陸人権委員会の1995年度報告は、女性に対するテロの武器としてのレイプは、平時の人道に対する犯罪であると結論づけている。米国の移民上訴委員会もまた、政治的懲罰のためにレイプされたハイチ女性は庇護の資格があるという認識を示している。

169. 1951年の難民条約も、またアフリカ難民問題の特別の側面に対するアフリカ統一機構条約（1969年）も、ジェンダーを基にした迫害が難民の地位を与える根拠になると認めている。これに加えて、いずれの条約も、難民女性の経験の特殊事情に備えるという点では欠陥がある。とくに、条約で確立された迫害の法的基準に合致することが女性にとって困難であることが目立つ。これは主として女性が公的生活から排除されている事実からきている。女性差別撤廃条約に対しても、難民女性をめぐる問題に取り組んでいないという批判がある。

170. しかし、これと同時に、国連難民高等弁務官(UNHCR)の計画のための常任委員会は、近年、また先に述べたように、1951年条約を今日の現実に即したものにするために、難民女性とジェンダーを基盤にした迫害に焦点をあてた結論を数多く採択している。

171. 国連難民高等弁務官事務所は、各国に対して、人種、宗教、国籍、特定の社会集団の構成員や政治的意見に対する抑圧の手段として行われるレイプその他の性暴力、とりわけ関係当局の黙認の下で行われるこうした行為を、庇護の理由になるべきだという考えを奨励している。レイプおよび性暴力は、その行為が「当局者によって行われ、または承知の上で默許された場合、あるいは当局者が有効な保護の提供することを拒否したり、その能力がないと判明した場合、UNHCRの規約〔第6A項(ii)〕および1951年条約〔第1条A(2)〕における「難民」の定義の範囲内の迫害とみなす理由があると考えるよう、各国に奨励している。

32/

172. UNHCRはまた、女性性器の切除は、子どもの人権条約および女性差別撤廃宣言に沿って、女性の人権の重大な侵害であると認めている。したがって、庇護を求める正当な理由となる。強制避妊や不妊手術もジェンダーを基にした暴力であり、難民の地位を与える理由になりうる。しかし、現在のところ、この政策を難民決定の手続きに組み込んでいるのはカナダと米国だけである。

173. UNHCR常任委員会は、性暴力による迫害を重大な人権侵害、由々しき人道法違反、とりわけ人間の尊厳を犯すものとして非難した。常任委員会は各国に対し、個人の安全という基本的権利を尊重しつつ保証するとともに、人種、宗教、国籍、特定の社会集団の構成員ないし政治的意見を理由に、性暴力による迫害を受けるおそれがあるという理由で、難民の地位を求める人びとを難民として認めるよう促した。

174. 常任委員会は、各国が主権を行使する際、例えば、とくに重大なジェンダーによる差別に直面し、庇護を求めてきた女性たちを、1951年難民条約の定義にあてはまる「特定の社会集団」とみなす解釈を採用する自由があることを認めている。最近ジュネーブで開かれたジェンダーに基づく迫害に関する専門家セミナーにおいて、UNHCRがジェンダーによる迫害に関する政策の確立に努力し、現在もジェンダーに基づく迫害に関するガイドラインの策定にあたっていることに、本特別報告者は励まされるものである。

175. ごく最近、国連の婦人調査訓練研修所は、カナダのヨーク大学の難民問題センターと

協力して、1997年12月9日から12日までジェンダーに基づく迫害に関する専門家会議を開催した。この会議では、とりわけ、難民女性および国内避難民の女性の法的請求と必要について考慮し、この点に関する勧告を行ったが、本特別報告者はこれを支持したいと思う。

176. この文脈では、同会議に出席した専門家たちは、武力紛争ないし不安定な雰囲気の中でのみではないにしろ、とくにその中で起こる深刻な差別やハラスメントは迫害となりうることを認めた。強制的隔離などのような教育、雇用、行動の自由を含めて女性が基本的人権の享受をきびしく制限される場合、1951年条約の目的に沿った迫害の定義に合致すると、この会議ではみなされた。つまり、女性がこうした制限を自らの尊厳、自治、人間としての地位の重大な侵害として経験する場合である。この会議では、社会的規範を犯したとして女性に加えられる処罰が実質上人権侵害には当たらないとするのは、不釣り合いであるし、こうした状況では、社会的規範とそれに違反したとして加えられる処罰の恐れこそが、迫害に等しいことが指摘された。従って、同会議はこうした不当な処遇は迫害と認め、過去の迫害も、不当な処遇が返ってくるという危険と相まって、帰還しないという止むに止まれぬ理由となりうると考えるよう勧告したのである。^{33/}

177. 同会議はさらに、フェミニズムをはっきり表現したり、フェミニズムに責任転嫁した結果加えられた迫害や、武力紛争下の行動ないし家族の意見からくる責任転嫁によって加えられた迫害もまた、1951年条約の目的に沿った政治的意見に基づく迫害とみなされるべきであると勧告した。

178. 女性としての性やジェンダーが迫害の重要な理由となる場合、その女性がもつ迫害への恐れは、1951年条約でいう特定の社会的集団の構成員、すなわち「女性」であるという理由にあたるということも、この会議の勧告に含まれている。ただし、難民申請を行う女性は、他のすべての女性も迫害を恐れる十分な理由があるとか、その逆に自分だけが他の女性たちから選び出されるだろうと、証明する必要はない。

2. 国内での進展

179. 多数の国が、難民の決定を下すガイドラインや手続きにおいて、ジェンダーに基づく迫害を理由に庇護を求める女性に関連する重要な前例を作ってきた。本報告者はその中のいくつかの例を以下にあげたい。そこにはジェンダーに基づく迫害との関連で最近の展開を明らかにすると共に、司法解釈を示す事例研究もふくまれる。

180. 1996年、カナダは「外国人保護の裁定のためのジェンダー・ガイドライン」を発表したが、これは当初1993年3月に発表したものである。これらのガイドラインによって、カナダは世界に先がけて、ジェンダーを理由にした迫害から逃れる女性が「特定の社会集団を理由にした迫害の恐れ」を主張しうることを正式に認めた。

181. カナダの経験から、女性の難民申請者は、迫害を恐れる理由により主として4つに分類できる。すなわち、(i) 男性と同じ理由、(ii) 血縁者や家族との関係、(iii) 社会規範や文化規範に背いたため、(iv) ジェンダーゆえ暴力の対象にされたため。カナダ最高裁は「社会集団」の再解釈に「ジェンダー」の要素を組み込み、これを「ジェンダー、言語的背景、性的指向」といった「生得の、ないし変えることのできない特性によってきまる」社会の一部門であるとしている。

182. 人々が1951年条約でいう「特定の社会集団」を構成するとみなされるかどうかを決める裁定を明確にしたのは、「メイザーズ対カナダ雇用・入管省」の裁判を扱った連邦最高裁のマホニー判事である。この裁判は、家庭内暴力の被害を受けたトリニダード人の女性たちという特定の社会集団が申請した難民の地位が争点であった。マホニー判事はこれに次のような裁定を下した。

「特定の社会的集団とは、(i) 背景、習慣、社会的地位、政治観、教育、価値観、願望、歴史、経済活動ないし利害が共通であり、支配的政府と対立している人びと、(ii) 基本的で生得の、変えることのできない特性、意識、連帯を共有している人びとが作る自然的、ないし非自然的集団をいう」

183. 1951年条約でいう「社会集団」の意味については、英国で行われた裁判「移民上訴裁判所および国務大臣対シエデ・カツーン・シャー」でも考慮された。これは家庭内暴力を受けた上に、不義の罪を問われイスラム法で死刑に直面していると述べたパキスタン国籍の女性が、英國に保護を求めた件をめぐる裁判であった。自分はパキスタンで家庭内暴力を受けてきた女性たちという、定義可能な集団に属しているというのが、この女性の主張であった。特別裁判官は次のような裁定を下した。

「社会集団に関して一般に認められた定義はないのであって、家庭内暴力を受けた女性が条約でいう社会集団の一員であるなどというのは、男女を問わず離婚した者が条約に沿った社会集団の一員だとか、実際に犯罪歴を持つものがどうようの主張をなし

うるというのと同じで、不可能な話だと私には思える」

184. この裁定が批判を浴びているのは、条約でいう難民の定義を個別に扱うには、個人的状況や時と場所に目を向ける必要があるからであって、それらが相まって似たような状況にあってもまだ危険な目にはあっていない人たちと、身に危険が迫っている人とを区別しうるからである。退去や避難が増加する間は難民のカテゴリーを制限すべきだとする政治的圧力があるとしても、生活様式、文化、利害、政治などで分断されているとしても、もっと別の親近感で結びつきうる個々人の保護を否定する合理的根拠はなにもない、というのが批判側の主張である。

185. この裁判の最終的結論は、既成の事実から申請者に1951年条約の第1条A(2)を適用することが可能であるとした。だが、残念ながらこの裁判はその後ひっくり返され、外国人保護法の非常に価値のある判例となつたはずのものがゼロに帰してしまった。

186. アメリカの「MK事件」は、シェラレオーネ出身の女性が家庭内暴力に基づく迫害を理由に保護を求めた事件である。女性への暴力、とくに妻虐待がどこでも行われており、妻の側が従わなければ夫は罰するのが当然とされ、よほどの重傷や死に至らないかぎり警察は介入しない、裁判に持ち込まれることはめったにない、といった証拠が独自に提出された。裁判所は国内での保護が欠如していることを認め、迫害であると裁定した。迫害の定義について、判事は国連の女性への暴力廃絶宣言などの国際的に認められた人権条約を引用した。

187. 大英帝国および北アイルランドの高等法院が扱った「国務大臣対ミアッタ・シャーカ」裁判では、シェラレオーネの市民が保護を求める根拠としてあげたレイプとジェンダーに基づく暴力が問題となった。この裁判は却下されたが、レイプやジェンダー暴力を恐れる女性の立場と、こうした恐怖と保護の理由との関連についてのべたターナー判事の発言が興味を引く。「一国内の組織ないし集団の側がその活動にレイプをふくむような政策を構想して、計画的レイプが行われた場合、それを条約でいう理由にあたるとする概念を私は問題なしに受け入れる」

188. アメリカの「外国人保護申請におけるジェンダー問題のガイドライン」は以下のようなさまざまな形のジェンダーによる迫害を認めている。性的虐待、レイプ、胎児殺し、女性性器切除、強制結婚、奴隸制、家庭内暴力、強制避妊をふくむ性暴力。

189. アメリカでの裁判「ファティン対移民・帰化局」では、特定の社会集団に所属することと政治的意見を理由に迫害されるとして、アメリカへの亡命を申請したイラン人女性の主張が問題になった。社会における女性の役割について伝統的なイスラム法の見解を無理矢理言わされ、公の場ではチャドルやベールの着用を義務づけられる、というのがこの女性の主張だった。イラン・イスラム共和国における女性差別は、表現の自由と男女平等という自分の信念と真っ向から対立する、裁判所は、フェミニズムは条約の意味における政治的意見の資格を持ちうるとしても、イランのフェミニストが一般的に迫害と言えるほどの扱いを受けているという記録はないとする裁定を下している。

190. 外国人保護の請求に関するオーストラリアのガイドラインは、「レイプその他の性暴力は、（心身ともに）重大な苦痛と苦しみを与えるものであり、・・・そうした扱いは明確に拷問禁止条約が定義する拷問の範疇に入る」としている。さらに、性暴力は、さまざまな条約に含まれている残酷で非人道的ないし侮辱的処遇の禁止、人の安全、場合によっては生きる権利をも犯すことに等しい」と言う。

191. ヨーロッパの裁判所の多くは、性暴力とレイプを迫害として解釈している。オーストラリア内務省が1995年8月に出した命令は、レイプ被害者に保護を与えることに関して次のように言う。「ジュネーブ条約と1991年の外国人保護法を基盤として、レイプはジュネーブ条約でいう理由のひとつを動機とするものであれば、個人の身体的保全に対するその他の侵害とまったく同様に、保護の理由になる」フランスでは、難民問題委員会が、軍によって度重なるレイプを受けたばかりか、性暴力を恐れて軍キャンプに戻ることを拒否したため迫害にさらされた女性に難民の地位を与えた。ドイツ当局は、自分の政治的意見をはっきり表明し、厳格なイスラム教の規則に対する反感を示した女性に難民の地位を与えている。この女性は自分の意見を言葉に出したり、祈りに加わらなかっただけでなく、チャドルの着用も拒否した。服装の規則や女性の従属的役割に反対だという女性の意見は、政治的意見であるというのが裁判所の考え方であった。

192. アメリカの移民・帰化局(INS)が「カシンガ事件」で示した決定は、女性の性器切除が政治亡命の理由になることを認めた点で歓迎すべき進展である。当時19歳のファウジヤ・カシンガはトーゴー北部のチャンバ・クンスンツ族の出身だった。この部族の若い女性はふつう、15歳で性器を切除する。カシンガは父親が有力者だったのでこの儀式をせずに済んだ。ところが、父親が死んだため、叔母に無理矢理45歳の妻子持ちの男と結婚させられることになり、この2人が結婚前に性器切除を行う計画を立てた。ガーナからドイツに逃げた

カシングは、親類のいるアメリカに亡命を求めたのである。

193. カシングの一件を通して、女性性器切除の実態とその影響および女性や子どもの健康に有害な伝統的習慣の撤廃をめざす国際的キャンペーンが詳しく記録された。女性性器切除を定義し、「迫害」となりうるほどの害であると裁定するに当たって、INSは1995年のジェンダー・ガイドラインを採用したが、そこではレイプ、性的虐待、家庭内暴力、胎児殺し、性器切除を少女と女性に向けられた虐待であるとし、過去の迫害の証拠として5つの理由のいずれかに入ると述べられている。

194. この件で一致した意見は、「ジェンダーに基づく定義を、逸脱として扱ったり新しい規準を必要とする予期しない展開とせざるをえないような社会集団の定義はどこにもない」というものであった。社会集団とは政治的意見や人種、宗教、民族を超えた広範囲なカテゴリーであり、社会集団の主張は政治的意見の主張とは異なり立場に基づくもので、必ずしも特定の個人の意見や活動が迫害の原因であると示す必要はないというのが一致した判断であった。

195. オーストラリア難民再審査裁判所が扱った一件も、迫害を理由にした亡命の基盤としての伝統的慣習に関して、国レベルでの興味ある展開を示している。見合い結婚を拒否したことから求婚者に暴行されレイプされた女性の難民申請を、この裁判所は却下した。ここで行われたレイプは条約の理由によってではなく、個人の手による犯罪行為だったと判断したのである。国家の保護が計画的に与えられなかったのではなく、彼女を嘘つきだと言った父親に迎合したのが過ちであった。こうした文脈では暴行とレイプは迫害とは解釈されず、国の保護が計画的に否定されたわけではない。

3. 学者の見解

196. 学界で聞かれる批判は概して、難民女性というきわめて独自の問題に取り組むための適切な枠組みを人道法は確立していない、と結論づけている。そのためにはどうすべきかに関しては、主として2つの考え方分かれます。1つは、条約の難民の定義における迫害の理由としてジェンダーを含め、迫害という用語を女性の経験を考慮した上で明確にし直すべきだとする考え方であり、もう1つは、ジェンダーの問題は既存の構造のなかで扱うべきだとする主張である。

197. 条約がジェンダーを迫害の理由として認めれば、個々の女性は自分が女性であるゆえに迫害されたと証明すればいいことになる。共通の信念や慣習をもち、迫害された女性たちという社会集団の一員であることを証明する必要はない。

198. ある評論家は、当局が被害者に保護を提供することを拒むならば、性暴力の責任は国家にあるという意見を述べている。彼によれば、ベールやチャドルの着用を拒否して迫害される女性は、女性だという理由で迫害されるのではないという。なぜなら、ベールをついている女性は迫害されない。その女性が当局の目からみて「当然そあるべき」女性になることを拒否するから迫害されるのである。これは政治的意見や宗教的意見の表明であって、亡命申請をする根拠になる。社会における女性差別の一般的パターンは、ジェンダーによる迫害ではなく、女性が一定の権利を否定されるべきではない政治的意見や宗教的意見に基づく迫害だと、彼は主張している。

C. 難民女性と国内避難民の女性に対する暴力の実例

199. 以下は難民女性と国内避難民女性に対する暴力事件と、ジェンダーに基づく迫害を理由にした亡命請求の例である。ここから実にさまざまな女性への暴力がこうした申請の根拠になりうることがわかるだろう。

ネパール

200. 中国からネパール経由でインドへ逃げてきた22歳のチベット人女性は、1996年12月15日と16日、警察官に率いられたネパール人の男性集団に12回にわたってレイプされたと言う。この集団レイプが起こったのは、カトマンドウの北東90キロにあるバラビサの郊外だと報じられた。1996年12月20日、被害者はカトマンドウの病院で内傷の治療を受けた。事件の通報があった後、ネパール当局は捜査を開始したと伝えられる。だが、今日にいたるまで、加害者を裁判にかけるための行動はなに一つ取られた形跡がない。

201. 中国からネパール経由でインドへ避難したチベット人集団が、ネパール北東部のラマ・バガールにあるチョグシャム警察に拘留されていた間に、12人の警察官がチベット人男性に、セックスのサービスをする少女をひとり提供すれば、カトマンドウまでの身の安全は保証してやると説得したという。チベット人側は協力を断り、その後、警察官に8000元以上渡して釈放された。

ソマリア

202. あるソマリア人の母親は、ソマリアへ帰還すれば、10歳の娘と7歳の息子の保護権を失うことを恐れていた。文書証拠によれば、子どもたちは父親の氏族に属していて、そのため離婚した女性には保護権は認められなかった。母親はまた、娘が意志に反して性器切除を行われても、自分には防ぎようがないという恐れも抱いていたという。彼女は自分が受けた性器切除の恐ろしさや、大人になるまでに経験したさまざまな健康上の問題についても語った。

203. 10歳の少女の申し立てに関して、陪審団は世界人権宣言第3条を引用して、女性性器切除が強制的に行われれば、彼女の身の安全に対する権利が著しく侵害されるという判断を下した。子どもの権利条約もまた引用されたが、ここには子どもを残酷な扱いや拷問から守ることが明記され、国家に子どもの健康にとって有害な伝統的慣習を撤廃するよう求めている。35/

中国

204. 1995年、カナダ最高裁は、中国に帰還すれば不妊手術を強制されると恐れる中国人の難民申請者の訴えを審査した。36/ 少数判事が出した反対意見は、強制的不妊を迫害みなしうるとして、以下のように述べた。

「・・・強制的不妊は本質的に身体の切除をふくむ非人間的かつ屈辱的な処遇であり、まさに難民法の関心事である基本的人権の根本的な侵害であることは、まったく疑問の余地がない」37/

205. 米国移民上訴委員会が1996年12月に下した決定では、強制不妊ないし強制避妊は、政治的意見による（過去の）迫害の代用であり、難民として亡命を求める者には、修正された難民の定義の下でその資格があるとした。

206. ある中国人男性は人民公社で3年間、産児制限の担当者として雇用された。彼は他の4人の担当者と共に、4度にわたって政府が採用した一人っ子政策に違反した女性の洗い出しに参加した。女性たちを罠で縛りあげ、病院に連れて行って強制的に流産させたり不妊手術を行ったのである。その人民公社で一人っ子政策を実施するために採用されていた方法はすべて知っていた、と彼は証言した。妊娠末期にある女性を強制的に流産させたり、生まれ

た胎児を注射で殺す、などの措置である。この男性は1951年条約第1条F(a)の下でカナダでの亡命を認められなかった。彼が人道に対する犯罪に相当する迫害行為に積極的に参加した、と審査会が判断したためである。そうでない場合でも、強制避妊や強制不妊をふくむ産児制限を実施するための部隊に属していることを自覚していた以上、彼が人道に対する犯罪の共犯者であることは明白であった。カナダ連邦裁判所はこの決定の再審を却下した。

ルーマニア

207. ルーマニアで16年間、夫の暴力を受けていた女性が亡命を希望した。彼女の証言によれば、警察官は暴行が犯罪に結びつかない限り、繰り返し結婚している夫婦の問題には立ち入らない、と言われた。ルーマニアには虐待される女性に対する保護手段はまったくないことも、文書証拠でも確認された。家庭内暴力は広範囲に及ぶと推定されるものの、当局者や医者の多くはルーマニアに根強い家族の伝統を引き合いに出して、これを重大問題とみなすことを拒否している。この女性にはジェンダーによる迫害を恐れる十分な根拠があるとして、1951年条約の下で難民の地位が与えられた。39/

D. 難民女性に対する暴力

208. 難民となった女性や少女は、とくに逃亡中に性的暴力を受けやすい。山賊や武装勢力のメンバー、仲間の難民たちから集団レイプや強制「結婚」、性的な身体の切断などを受けたという報告がいくつもある。安全な場所へたどり着くために、戦線を越え、無政府状態や内戦の影響下にある地域を通らなければならないため、少女や女性は非常に危険な状況に置かれる。身の安全や難民の地位、法的書類と引き替えにした性的搾取にさらされるからである。

209. 亡命先の諸国や難民キャンプでのジェンダーに基づく暴力は、特別報告者の予備報告もふくめて、広範に記録されてきた。難民キャンプは戦争地域や国境紛争に近い、危険な場所にあることが多い。キャンプが攻撃されると、往々にしてレイプや女性虐待が行われる。兵士たちが子どもを誘拐して、母親に身代金としてセックスを要求することもよく知られている。キャンプ内にまったく働く機会がない場合や、キャンプの運営体制が女性への配給を保証していない場合には、女性や少女はしばしば、食料やシェルターや保護と引き替えに自ら売春に走ってしまうのである。

210. 法と秩序が全般的に弱体化しているため、その影響を受けた共同体内の伝統的行動規範が崩壊していることが多い。難民の女性や少女が他の難民にレイプされる事件が多数報告されている。さらに、キャンプ生活のいらだちから家庭内暴力が増加し、家族内の性的虐待も増えている。平常の共同体の環境では、拡大家族が弱者である妻や娘の主要な保護者になれるが、こうした家族集団はしばしば紛争や非難のさなかに離散してしまう。通報されたり罰せられることはほとんどないとわかっているため、女性はいっそう攻撃を受け易い立場に追い込まれる。1994年、ルワンダ周辺の難民キャンプでは、文字通り女性と思春期を過ぎた少女の全員がレイプや性的暴行を受けたのである。

211. 難民キャンプではレイプはしばしば起こるし、チャンスも多い。トイレや洗面所までの通路に照明をつける、トイレを男女別に離れた場所につくる（そうすれば女性や少女は危険を承知でこっそり森まで行かずにはすむ）、女性のために別に洗面所をつくる、キャンプの配置を変える、といった予防手段を講じることで、女性はずっと安心してキャンプ生活をおくれるはずである。本報告者はUNHCRがもっかこうした措置を講じていることを喜ばしく思う。

212. レイプや性暴力それ自体が残酷でありトラウマとなることの他に、難民女性は流産や望まない妊娠、感染、性病、エイズ、心理的トラウマ、抑鬱、自殺、悪夢、不眠、不安感といった医学的問題を抱えている。したがって、医療や心理的・社会的ケア、カウンセリングが不可欠である。被害者が自分の経験を語りたがらないことが、ケア提供の大きな妨げになっていることが多い。恥ずかしさやパートナーとか家族に見放されるという恐怖から、医療の助けを借りようとしているのである。すでに述べたように、多くの社会では女性の貞操が家族の名誉の問題とみなされている。平常の状況でさえ、セックスは口にすべき事柄ではないとされているコミュニティが少なくない。したがって、レイプの被害者だけを選び出さないように、女性一般にケアと治療を施すほうが賢明である。

213. 保護を受ける国の中でも、故郷を離れたコミュニティが自らの文化を守ろうと努力するため、「女性の性器切除といった」女性や子どもに有害な伝統的慣習が復活して、女性が暴力にさらされやすくなる。

Notes

1/ The Special Rapporteur would like to thank the following people for their assistance in compiling this report: Lisa M. Kois, Rosanna Favero, Minari Fernando, Sunithi Kuruppu, Helen Kinsella, Andréa Séguin, Vidya Ram, Shobana Kanagasingham, Astrid Aafjes, Ali Miller, Karen Parker, Kelly Dawn Askin, Christine Chinkin, Diane Orhenlicher and the War Crimes Research Office of the Washington College of Law, Mel James and Amnesty International, and the Office of the Prosecutor for the ICTY.

2/ See Judith G. Gardham, "The Law of Armed Conflict: A Feminist Perspective" in Mahoney (ed), Human Rights in the Twentieth Century, the Netherlands, Kluwer Academic Publishers, 1993, pp. 419-436.

3/ The Velásquez Rodríguez case, Inter-American Court of Human Rights, Ser. C., No. 49, Human Rights Law Journal, vol. 212, 1988.

4/ Amnesty International, Memorandum on Women's Rights in Afghanistan, February 1997.

5/ Karima E. Bennoune, "The War Against Women in Algeria", in Ms. Magazine, September/October 1995, London, p. 22.

6/ Human Rights Watch, The Human Rights Watch Global Report on Women's Rights, New York, Human Rights Watch, 1995, p. 18.

7/ Information submitted to the Special Rapporteur on violence against women, Unpublished, November 1997, p. 4.

8/ Amnesty International, Urgent Action, AI Index: AMR 34/08/96, 1 March 1996.

9/ Human Rights Watch, op. cit., p. 40.

10/ Amnesty International, India: Submission to the Human Rights Committee Concerning Implementation of Articles of the ICCPR, July 1997, p. 35.

11/ Human Rights Watch, op. cit. pp. 60-65.

12/ Testimony given to the Special Rapporteur during her mission to the Republic of Korea and Japan in 1995.

13/ S. Swiss and P.J. Jennings, "Violence against Women During the Liberian Civil Conflict" Journal of the American Medical Association, 25 February 1998 (in press).

14/ Amnesty International, Urgent Action, AI Index: AMR 41/06/96, 15 February 1996.

15/ Amnesty International, People's Republic of China, Six Years after Tiananmen: Increased Political Repression and Human Rights Violations, AI Index: ASA 17/28/95, June 1995, pp. 12-13.

16/ Human Rights Watch op. cit. 85.

- 17/ Testimony given to the Special Rapporteur during her mission to Rwanda in 1997.
- 18/ Information submitted to the Special Rapporteur in Sri Lanka.
- 19/ The National Campaign for Eradication of Crime by US troops in Korea, Seoul, 1997, p. 15.
- 20/ Theodor Meron, "Rape as a Crime under International Humanitarian Law" in 90 American Journal of International Law, vol. 90, 1993, p. 424.
- 21/ I.C.J. Report's, 1986.
- 22/ Christine Chinkin, "Amicus Curiae Brief on Protective Measures for Victims and Witnesses" in Criminal Law Forum, vol. 7, No. 1, 1996, p. 180.
- 23/ Amnesty International, Albania: Failure to End Police Ill-Treatment and Deaths in Custody, AI Index: EUR 11/04/95, June 1995, p. 18.
- 24/ Amnesty International, Urgent Action, AI Index: 11/05/96, 8 March 1996.
- 25/ Amnesty International, Urgent Action, Bangladesh: Institutional Failures Protect Alleged Rapists, July 1997.
- 26/ Amnesty International, Chad: A Country Under the Arbitrary Rule of the Security Forces with the Tacit Consent of Other Countries, AI Index: AFR 20/11/96, 10 October (1996).
- 27/ Amnesty International, Urgent Action, AI Index: AMR 23/11/96, 29 February 1996.
- 28/ Amnesty International, Women in Kenya: Repression and Resistance, AI Index: 32/06/95, 24 July 1995.
- 29/ Amnesty International, Pakistan: The Death Penalty, AI Index: ASA 33/10/96, September 1996.
- 30/ Amnesty International, Tunisia: Tourkia Hamadi - Prisoner of Conscience, AI Index: MDE 30/18/95, September 1995.
- 31/ Amnesty International, Turkey: Woman Lawyer Jailed for 30 Years After Unfair Trial, AI Index: EUR 44/64/97, September 1997.
- 32/ UNHCR, Handbook on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status, Geneva, 1992, para. 65.
- 33/ Report of the Expert Group Meeting on Gender-Based Persecution, organized by the Division for the Advancement of Women and the Centre for Refugee Studies at York University, Canada, held in Toronto from 9 to 12 November 1997 (EGM/GBP/1997/Report, para. 41).
- 34/ Information submitted to the Special Rapporteur, Unpublished, February 1997.

35/ Case T93-12198, Ramirez, McCaffrey, 1 May 1994, referred to in N. Mawani, "Canadian Experiences" in Gender and Asylum, A Conference Report on Gender-Related Persecution, Danish Refugee Council, 1997, p. 72.

36/ Chan v. Canada, 1995, ibid., p. 73.

37/ Ibid.

38/ Case U93-04493, Goldman, Wakim, 14 February 1995, ibid., p. 73.

39/ Case T94-05338, Shatzky, Avrich-Skapinker, 2 May 1995, ibid., pp. 76-77.

- - - - -

(財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、1995年7月、日本軍が関与して「慰安婦」とされた被害者の癒しがたい苦しみを受け止め、少しでもその苦しみが緩和されるよう力を尽くし行動することが、耐え難い犠牲を強いた日本の責任を表すとの認識から、市民と政府が一体となって発足いたしました。従って、基金の目的の一つは、「慰安婦」制度の被害者への国民的な償い事業です。それは、1) 被害の方々の苦悩を受け止め、心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業、4) 「慰安婦」問題を歴史の教訓とするための事業です。被害の方々は、長い間沈黙を強いられ、高齢となられた今、償いに残された時間は限られています。そのため、アジア女性基金としては、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで、この事業に取り組んでいます。

同時に、女性に対する差別や暴力が「慰安婦」問題を生んだ背景にあるとの認識から、アジア女性基金のもう一つの目的は、今日的問題である女性への暴力あるいは人権侵害に対して、積極的に取り組み、二度と「慰安婦」問題を生まない社会を作る事業です。その活動には：

- 女性が今日直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するカウンセリングおよび自立支援等があります。

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリスト等をご希望の方は、下記の住所にご連絡下さい。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

住所：107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42

TEL: 03-3583-9322

FAX: 03-3583-9321

e-mail: dignity@awf.or.jp website: <http://www.awf.or.jp>